

衆議院 総務委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(平成二十一年十月二十六日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 近藤 昭一君

稲見 哲男君 小川 淳也君
小原 舞君 大谷 啓君
大西 孝典君 逢坂 誠二君
奥田 建君 奥野総一郎君
黄川田 徹君 小室 寿明君
古賀 敬章君 階 猛君
高井 崇志君 中後 淳君
寺田 学君 永江 孝子君
野木 実君 野田 国義君
福田 昭夫君 藤田 憲彦君
皆吉 稻生君 湯原 俊二君
若泉 征三君 渡辺 周君
赤澤 亮正君 秋葉 賢也君
石田 真敏君 大野 功統君
佐藤 勉君 菅 義偉君
橘 慶一郎君 谷 公一君
森山 裕君 山口 俊一君
稲津 久君 西 博義君
塩川 鉄也君 重野 安正君
柿澤 未途君

小原 舞君 大谷 啓君
大西 孝典君 奥野総一郎君
小室 寿明君 階 猛君
高井 崇志君 中後 淳君
寺田 学君 永江 孝子君
野木 実君 野田 国義君
藤田 憲彦君 皆吉 稻生君
湯原 俊二君 若泉 征三君
渡辺 周君 塩川 鉄也君
重野 安正君

総務大臣 原口 一博君
国務大臣 亀井 静香君
(郵政改革担当) 大塚 耕平君
内閣府副大臣 渡辺 周君
総務副大臣 内藤 正光君
総務副大臣 田村 謙治君
内閣府大臣政務官 小川 淳也君
総務大臣政務官 階 猛君
総務大臣政務官 長谷川 憲正君
総務大臣政務官 江利川 毅君
政府特別補佐人(人事院総裁) 大和田 幸一君
総務委員会専門員

平成二十一年十一月二十日(金曜日)

午前九時三十五分開議

出席委員

委員長 近藤 昭一君

理事 逢坂 誠二君 理事 奥田 建君

理事 黄川田 徹君 理事 古賀 敬章君

理事 福田 昭夫君 理事 小川 淳也君

稲見 哲男君

委員の異動
十月二十六日
辞任 柿澤 未途君 補欠選任 渡辺 喜美君
十一月十二日 辞任 渡辺 喜美君 補欠選任 柿澤 未途君

十一月二十日
逢坂 誠二君 奥田 建君
黄川田 徹君 古賀 敬章君
福田 昭夫君 石田 真敏君
大野 功統君 西 博義君
が理事に当選した。

十月二十六日
日本放送協会平成十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
十一月二十日
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(内閣提出第一〇号)
は本委員会に付託された。

十一月六日
行政機関の保有する個人情報に関する法律の改正等に関する陳情書(東京都立川市曙町三の三九の一 五十嵐和夫)(第三号)
地上デジタル放送の受信対策の推進等に関する陳情書(盛岡市内丸二二の二 佐藤栄一 外二十八名)(第四号)
地方税財源の充実・強化に関する陳情書(横浜市中区山下町七五 岡宮恒行)(第五号)
都市財政の充実強化等に関する陳情書(長崎市長崎町二の三五 古原孝)(第六号)

十月二十七日
新たな政権による事務事業の見直しと新たな事業に伴う自治体の負担軽減などを求める意見書(甲府市議会)(第二四号)
新たな過疎対策法の制定を求める意見書(長野県議会)(第二五号)
新たな過疎対策法の制定に関する意見書(岐阜県中津川市議会)(第二六号)
新たな過疎対策法の制定を求める意見書(岐阜県郡上市議会)(第二七号)
新たな過疎対策法の制定に関する意見書(岐阜県下呂市議会)(第二八号)
新たな過疎対策法の制定に関する意見書(岐阜県白川町議会)(第二九号)
新たな過疎対策法の制定及び過疎対策の強化を求める意見書(鳥取県議会)(第三〇号)
新たな過疎対策法の制定に関する意見書(福岡県朝倉市議会)(第三一号)
インターネットによる景観画像配信サービスに関する規制及び法整備を求める意見書(徳島県阿南市議会)(第三二号)
インターネット地図情報提供サービスにおける地域安全に関する意見書(徳島県北島町議会)(第三三号)
過疎地域振興のための新法制定に関する意見書(熊本県議会)(第三四号)
グーグルマップ「ストリートビュー」に関する規制・法整備を求める意見書(香川県坂出市議会)(第三五号)
Googleマップ「ストリートビュー」に関する規制・法整備を求める意見書(香川県三豊市議会)(第三六号)
心身障害者用低料第三種郵便物の現行制度維持を求める意見書(大阪府高槻市議会)(第三七号)

市議会議員年金制度の廃止を求める意見書(徳島県小松島市議会)(第三八号)
消防救急無線のデジタル化に関する意見書(静岡県三島市議会)(第三九号)
地方議員年金の将来にわたる安定給付の確保に関する意見書(宮城県東松島市議会)(第四〇号)
地方財政の充実・強化を求める意見書(福井県小浜市議会)(第四一号)
地方財政の拡充・強化を求める意見書(福井県若狭町議会)(第四二号)
地方財政の安定的運営に関する意見書(山梨県甲斐市議会)(第四三号)
地上デジタル放送に伴う、経済的弱者支援とテレビ難視聴地域の早期解消を求める意見書(長野県信濃町議会)(第四四号)
地上デジタル放送に伴う経済的弱者支援と、テレビ難視聴地域の早期解消を求める意見書(長野県飯綱町議会)(第四五号)
地方財政の安定を求める意見書(岐阜県議会)(第四六号)
地上デジタル放送への移行に関する意見書(名古屋市長古市議会)(第四七号)
地方議会議員の位置付けの明確化を求める意見書(大阪府茨木市議会)(第四八号)
地方交付税の「総額確保」に関する意見書(兵庫県豊岡市議会)(第四九号)
地方財政の安定的運営に関する意見書(島根県飯南町議会)(第五〇号)
地上デジタル放送の更なる受信対策を求める意見書(徳島県阿南市議会)(第五一号)
地方交付税の増額を求める意見書(高知県安芸市議会)(第五二号)
地方財政の安定的運営に関する意見書(福岡県柳川市議会)(第五三号)
地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書(福岡県大野城市議会)(第五四号)
地方財政の円滑な運営を求める意見書(長崎県

議会)(第五五号)
地方財政の安定的運営に関する意見書(大分県議会)(第五六号)
地方財政の安定的運営に関する意見書(大分県豊後大野市議会)(第五七号)
法定受託事務の全額国庫負担を求める意見書(神奈川県座間市議会)(第五八号)
郵政民営化に関する意見書(広島県議会)(第五九号)
十一月十三日
新たな過疎対策法の制定を求める意見書(宮城県栗原市議会)(第一二二八号)
新たな過疎対策法の制定に関する意見書(岐阜県恵那市議会)(第一二二九号)
「新たな過疎対策法の制定」を求める意見書(島根県雲南市議会)(第一二三〇号)
インターネット地図情報提供サービスにおける地域安全に関する意見書(徳島県板野町議会)(第一二二二号)
過疎地域の再生を図るための新たな法律の制定を求める意見書(徳島県議会)(第一二三二号)
過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書(高知県議会)(第一二三三三号)
固定資産税における償却資産に関する意見書(東京都渋谷区議会)(第一二三四号)
償却資産に係る固定資産税の改正要望についての意見書(東京都新宿区議会)(第一二三五号)
地方の自主財源の充実・確保を求める意見書(徳島県議会)(第一二二六六号)
直轄事業負担金廃止に伴う財政措置等を求める意見書(北海道議会)(第一二二七号)
「図書館の整備」を過疎対策事業債の対象事業とすることを求める意見書(高知県議会)(第一二三八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件(人事院勧告)

○近藤委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、自由民主党・改革クラブ、公明党、みんなの党所属委員の御出席を要請いたしました。御出席が得られません。

再度御出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○近藤委員長 速記を起してください。

再度御出席を要請いたしましたが、自由民主党・改革クラブ、公明党、みんなの党所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、総務委員長の重責を担うことになりました近藤昭一でございます。

本委員会は、行政機構、公務員制度、地方自治など国の基本的な仕組みにかかわる問題及び情報通信、郵政事業、消防等国民の社会経済を支える問題に対応するなど、極めて重要な使命を果たす委員会でございます。

私も、その職責の重要性を認識するとともに、委員各位の御指導、御協力を賜りまして、公正なる委員会運営を図ってまいりたいと存じます。

何とぞよろしく願います。(拍手)

○近藤委員長 これより理事の互選を行います。

理事の員数は、議院運営委員会の決定の基準に従いましてその数を八名とし、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に

逢坂 誠二君

奥田 建君

黄川田 徹君

古賀 敬章君

福田 昭夫君

石田 真敏君

大野 功統君

西 博義君

を指名いたします。

○近藤委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構及びその運営に関する事項

公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項

地方自治及び地方税財政に関する事項

情報通信及び電波に関する事項

郵政事業に関する事項

消防に関する事項

以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○近藤委員長 この際、御報告いたします。

去る八月十一日、人事院より国会に国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出

があり、去る九月十八日、議長より本委員会に参
考送付されましたので、御報告いたします。

○近藤委員長 この際、原口総務大臣及び亀井国
務大臣から発言を求められておりますので、順次
これを許します。原口総務大臣。

○原口国務大臣 おはようございます。

このたび総務大臣を拝命いたしました原口一博
でございます。

総務委員会の御審議に先立ち、一言ごあいさつ
申し上げます。

私は、疲弊した地域の活性化に全力で取り組
み、地方の自主財源をふやし、地域主権の新しい
国づくりを進めるとともに、郵政事業改革、新た
な情報通信、ICT政策の展開、国民の生命、健
康、生活を守る行政、そして行政改革を進めてま
いります。

以下、重要課題について申し上げます。

まず、地域主権改革でございます。

この地域主権改革は鳩山内閣の一丁目一番地の
改革です。明治以降の中央集権体質から脱却し、
地域の住民一人一人がみずから考え、主体的に行
動し、その行動と選択に責任を負えるよう、この
国のあり方を大きく転換していくことが必要で
す。

地方分権改革推進委員会において取りまとめら
れた第三次勧告が十月八日に、第四次勧告が十一
月九日に鳩山総理に提出されました。この勧告を
真摯に受けとめ、国と地方の協議の場の法制化及
び義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大
について、直ちに所要の準備を進め、その実現に
全力を尽くします。

そして、地域主権政策をさらに検討、推進する
ため、十一月十七日に、鳩山総理をトップとする
地域主権戦略会議を設置しました。地域主権改革
を政治主導で進めてまいります。

地方が自立的、持続的な地域経営をできるよう
に、森林等の豊かな自然環境、地域において生産
される食料、エネルギー、あるいは歴史文化資産
等の地域資源を最大限活用する緑の分権改革を推
進し、地域の自由と自給力を高める地域主権型社
会の構築を目指してまいります。だれかが一力所
でつくるエネルギーに依存するのではなくて、み
ずからみずからの食する食料、みずからがつく
るきれいなエネルギーに責任を持つ、そういう仕
組みに変えてまいります。

市町村合併については、全国的な合併の推進は
現行特例法が失効する今年度末をもって一区切り
とすることとし、市町村が自主的に合併をする際
に障害となることがないように新しい合併法制を
整備するとともに、市町村間の広域連携制度の充
実を図ってまいります。

あわせて、基礎自治体が相互に役割分担して連
携する定住自立圏構想の推進により、圏域ごとに
生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と
暮らしを守ります。また、現行過疎法の来年三月
末の失効を踏まえ、コンパクトから人へという
考え方も取り入れた新たな取り組みも含め、切れ
目のない過疎対策を講じてまいります。

三位一体改革により疲弊した地方の再生を図る
ためには、地方の自主財源の充実強化が必須で
す。そこで、平成二十二年度の概算要求において
は、交付税率の引き上げとともに、事項要求を含
め、地方交付税を一兆円以上増額する要求を行
いました。そして、国から地方へいわたるひもつ
き補助金は廃止し、基本的に地方が自由に使える
一括交付金を順次スタートできるように検討を進
めてまいります。

新政権の柱は二つあります。一つは、コンク
リートから人へ、もう一つは、地方を元気にす
る。この約束をしっかり守ってまいります。

また、国直轄事業における負担金制度の廃止に
向け、地方からの御意見も十分にお聞きしなが

ら、着実に取り組んでまいります。
第三セクター等の改革を引き続き推進するとと
もに、地域医療の提供体制を確保できるよう公立
病院への財政措置を充実します。

さて、租税制度は、国と地方のあり方を決める
根幹です。国と地方が対等な立場で議論をし、先
般発足した新しい政府税制調査会において結論を
得ていく必要がございます。

私は、税制調査会の会長代行として、また地方
税を所管する立場から、地域主権改革を推進する
ため、地方の声をしっかりと踏まえながら、地方
税の充実等の課題に取り組んでまいります。

郵政事業に関しては、国民共有の財産である郵
便局ネットワークを活用し、国民の権利を保障す
ることが最重要課題です。

亀井郵政改革担当大臣と緊密に連携し、本年十
月二十日に閣議決定された郵政改革の基本方針に
基づいて、国民生活の確保、地域社会の活性化等
のために、郵政事業の抜本的な見直しに取り組み
ます。

改革への第一歩として、日本郵政株式会社、郵
便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分停止
等に関する法律案を共同で提出いたしております。

ICTは、民主主義の基礎となるインフラで
す。国民の権利の保障を重視した政策を新たに展
開することにより、我が国のみならず、地球的規
模において直面する経済的、社会的な諸課題に対
応してまいります。

このため、グローバルな視点から、過去の競争
政策を見直すとともに、ICTの利活用による諸
課題の解決策について検討するためのタスク
フォースを設けたところであり、新たなICT政
策の検討を進めてまいります。

あわせて、放送のみならず、インターネット上
のコンテンツを含め、知的財産権の保護を図ると
ともに、報道、表現の自由を守る観点から、世界

に類例のない言論の自由を守るとりでとなる組織
の検討にも取り組んでまいります。

このような検討を行いつつ、環境、教育、医
療、チャレンジ対応等の分野での生活者の立場
に立ったICT利活用の促進、インターネット上
の違法・有害情報や、情報セキュリティの脅威
等への対応を通じ、だれもが安心してICTを利
用できる環境を整備し、安全、安心なまちづくり
や地域再生にも貢献してまいります。

また、コンテンツ流通や電波の有効利用の一層
の促進を図り、新たな関連市場を生み出すことを
通じ、雇用の創出、持続的経済成長の実現を図
ってまいります。

利用者のICTへのアクセス手段の確保につい
ても、本日で残り六百十一日となった地上デジタ
ル放送への完全移行に向け、受信者に関する相談
体制の強化など環境整備、支援を行うとともに、
ブロードバンドゼロ地域や携帯電話不感地帯の解
消に引き続き努めてまいります。

このような国内での取り組みを推進すると同時
に、我が国の潜在的な力を国際的にも発揮できる
よう、地上デジタル放送日本方式の国際的な普及
を初め、戦略的な国際展開の推進と、関連する国
際標準化活動の推進により、ICT産業の国際競
争力の強化を目指します。

国内の市場ももつと競争的にしていきたい、そ
して、世界のルール・オブ・ゲーム、そこでしつ
かりとした基準をつくり、貢献をしていきたい、
こう思っています。

世界をリードする最先端技術の開発、普及、通
信と放送の融合、連携に対応した制度の検討を進
めます。

さらに、総務省顧問となっていたいただいている首
長の方々とテレビ会議等を行うことにいたしました。
行政においてもICTを最大限活用して、よ
り一層国民にとって便利で、かつ、スピーディー
で効率的な行政サービスを目指して、電子政府、

電子自治体の取り組みを推進してまいります。
年金記録問題についてでございます。国民の立場に立った年金記録確認第三者委員会の活動により、国民の年金への信頼の回復を図ってまいります。

消防について、大臣就任後、緊急消防援助隊の合同訓練を視察し、日夜訓練にいそむ隊員の士気の高さを目の当たりにいたしました。国民の命を守るため、緊急消防援助隊を初め消防団など消防防災体制の充実強化を図るとともに、円滑な救急搬送・受け入れ体制を構築するため、消防と医療の連携を推進してまいります。

真に国民のためとなり、無駄のない行政をつくるため、行政管理、行政評価の機能を駆使しながら、行政全般の徹底的な見直しを進めてまいります。

その一環として、契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査を行うよう指示したところでございます。各府省の一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにしてまいります。

また、独立行政法人について、行政刷新会議とも連携を図りつつ、契約の総点検を含め徹底した見直しに取り組みます。

国家公務員の給与改定等については、去る八月の人事院勧告及び意見の申し出どおり実施することと内容とする給与法等の改正法案を今国会に提出したところであり、各委員の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

公務員制度の改革については、能力、実績に応じた処遇などの着実な実施に向けて、採用昇任等基本方針に沿った能力・実績主義の人事管理の徹底や人事評価制度の円滑かつ的確な運用を推進してまいります。

地方公務員についても、適正な定員管理の推進や、給与の一層の適正化を進めるなど、地方行革

を着実に推進するとともに、能力、実績に基づく人事管理の徹底を図ってまいります。

国民生活に密接にかかわる国、地方の施策の最も基礎的なデータを提供し、我が国の座標軸となる平成二十二年国勢調査の実施に向けて、着実に準備を進めます。

以上、所管行政の一端を申し上げます。

亀井大臣あるいは副大臣、大臣政務官とともに全力で取り組んでまいります。近藤委員長を初め理事、委員の皆様方の御指導を心からお願ひ申し上げます。（拍手）

○近藤委員長 次に、亀井国務大臣。

○亀井国務大臣 郵政改革担当大臣を拝命いたしました亀井静香でございます。皆様方、よろしくお願ひを申し上げます。

すべては四年前に始まりました。郵政選挙で圧勝した小泉政権のもとで、改革と称する、弱肉強食の市場原理の行き過ぎた規制緩和が進みまして、地方は衰退し、都会でも弱者は切り捨てられ、我が国は、閉塞感の漂う深刻な格差社会となつてしまいました。

郵政事業もずたずたに切り裂かれました。山奥の小さな郵便局が局の中で三つに分けられ、協力し合つて仕事をすることが難しくなつてまいりました。手続が煩雑になり、お客様を長時間お待たせすることがふえたと聞いております。

明治四年の郵便創業以来、百三十八年の歴史を持つ郵政事業は、郵便、貯金、保険の三事業一体で運営されてまいりました。現実とかけ離れた形で民営化が進められた結果、明治以来営々と築かれてきた郵政事業が今危機に瀕しております。

私が四年前郵政民営化に反対したのは、三事業の一体性が崩れることにより、郵便貯金、簡易保険という日本人の大切な資産が外資による買収の危険にさらされ、また、過疎地や離島のネットワークが崩壊の危険にさらされると考えたからであります。

私は、国民新党の一員として、民主党、社民党の皆さんと郵政民営化の見直しについて協議を重ねてまいりました。時間をかけて話し合った結果を、衆議院選挙に当たつての共通政策、また連立政権樹立に当たつての政策合意にまとめました。

沿つて経営を引き続き担われることは、だれの目にも難しいことであります。政府の方針が確定的に変わったことを受け、前経営陣は身を引かれました。

私は、時計の針を民営化の前に戻すと言つてゐるわけではありません。間違つた方向に進んでしまつた郵政事業の道筋のあるべき方向に軌道修正したいと考えております。

齊藤社長を初め新経営陣は人物、能力抜群の方々であり、かつ、新たな郵政改革の基本方針に従つて事業を展開していただけるものと確信をいたしております。経営陣の御意見も聞きながら、郵政改革に向けた具体的な検討を進めてまいります。

外科手術で切り刻まれてしまつた郵政事業を再生し、北海道から沖縄まで張りめぐらされた毛細血管に血を通わせること、また、地域社会にとつても日本全体にとつても活力を生み出す全く新しい郵政事業をつくり上げていくことが私の仕事だと考えております。

郵政改革のための法案を取りまとめるまでの間、制度設計の支障とならないよう、当面の暫定的な措置として、日本郵政の株式の処分等を停止する郵政株式処分凍結法案を今国会に提出いたしました。賛同あらんことをお願いいたします。

このため、まず、郵政事業の抜本的見直し、すなわち郵政改革の基本方針を閣議決定いたしました。

国民利用者の視点に立つた郵政改革の実現に向け、原口総務大臣と緊密に連携し、大塚副大臣、田村大臣政務官、また長谷川大臣政務官とともに全力で取り組んでまいります。近藤委員長を初め理事、委員の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

国民生活の確保、地域社会の活性化のため、郵政事業にかかわる国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにいたします。

○近藤委員長 次に、渡辺総務副大臣、内藤総務副大臣、大塚内閣府副大臣、長谷川総務大臣政務官、小川総務大臣政務官、階総務大臣政務官及び田村内閣府大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。渡辺総務副大臣。

また、地域や生活弱者の権利を保障し、格差を是正するための拠点、地域の行政拠点として、郵便局ネットワークを活用するとともに、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとつての役割に配慮いたします。

○渡辺副大臣 このたび総務省の副大臣を拝命いたしました。衆議院の渡辺周でございます。

今後、具体的な検討を進め、その内容をまとめた郵政改革のための法案の次期通常国会提出を目指します。

私は、総務省のうちの旧自治省、旧総務庁の所管を主に担当いたします。地方行政は、これから我々が権限と財源を渡し、そして真の地域主権ができる、そのことが最大の行政改革であり構造改革である、そのことを信条といたしまして、原口、亀井両大臣また副大臣、政務官とともに、我々、真の自立した国家と地方をつくる、そ

の思いで頑張つてまいりたいと思います。

近藤昭一委員長を初め皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 次に、内藤総務副大臣。

○内藤副大臣 おはようございます。

このたび原口総務大臣のもとで総務副大臣を拝命いたしました、参議院議員の内藤正光でございます。

私が主に所管するのは、通信・放送そして郵政でございます。いずれも大きな課題を抱える案件ばかりではございますが、近藤委員長を初め理事、委員の皆様方の御指導を賜りながら、多くの問題の解決に向け、取り組んでまいりたいと思っております。

どうぞよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 次に、大塚内閣府副大臣。

○大塚副大臣 内閣府副大臣を拝命いたしました大塚耕平でございます。

亀井大臣のもとで郵政改革を担当させていただきました。委員長、理事、委員各位の先生方の御指導をいただきながら、亀井大臣をしっかりお支えして職責を全うさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○近藤委員長 次に、長谷川総務大臣政務官。

○長谷川大臣政務官 このたび総務大臣政務官を命ぜられました、参議院議員の長谷川憲正でございます。

私の担当は情報通信、郵政ということでございまして、政務官として原口大臣をお支えすると同時に、郵政改革に関しまして亀井改革担当大臣を補佐せよということでございますので、大変お世話になります。委員長そして理事、委員の先生方、どうぞ御指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 次に、小川総務大臣政務官。

○小川大臣政務官 総務大臣政務官を拝命いたし

ました小川淳也でございます。

原口大臣、渡辺副大臣のもとで、地方自治行政を担当いたします。

近藤委員長を初め理事、委員の皆様方の御指導をお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 次に、階総務大臣政務官。

○階大臣政務官 おはようございます。

このたび総務大臣政務官を拝命しました、衆議院議員の階猛でございます。

原口大臣をお支えして、私の所管分野は公務員制度、行政管理、行政評価、また統計なども担当しておりますが、皆様と一致団結して、そして委員の皆様、委員長の御指導を賜りながら一生懸命やっていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○近藤委員長 次に、田村内閣府大臣政務官。

○田村大臣政務官 おはようございます。

内閣府大臣政務官を拝命いたしました、衆議院の田村謙治でございます。

郵政改革を担当させていただきます。亀井大臣、大塚副大臣そして長谷川政務官とともに全力で頑張つてまいりますので、委員長初め委員の皆様方の御指導、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○近藤委員長 どうもありがとうございます。

○近藤委員長 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、特に人事院勧告について調査を進めます。

去る八月十一日の一般職の職員の給与等についての報告及び給与等の改定についての勧告並びに公務員人事管理についての報告につきまして、人事院から説明を聴取いたします。人事院総裁江利川毅君。

○江利川政府特別補佐人 このたび内閣から人事院総裁を命ぜられました江利川毅でございます。

人事院総裁として、公務員制度改革を初めとする諸課題に取り組み、人事院の使命達成のために全力を傾けてまいります。委員長初め委員の皆様には御指導、御鞭撻を賜りますようよろしく御指導をお願い申し上げます。

引き続きまして、人事院勧告及び意見の申し出の概要につきまして御説明いたします。

人事院は、八月十一日、国会と内閣に対し、公務員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。あわせて公務員人事管理に関する報告を行いました。また、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出を行いました。

本年の勧告では、月例給について、例年同様に公務と民間の四月時点の給与を精確に調査し、比較した結果、厳しい民間給与の状況を反映し、給与較差がマイナス八百六十三円、率でマイナス〇・二二％あることが判明しました。情勢適応の原則に基づき、公務員給与を適切な水準に設定することが基本であることから、民間給与との較差を解消するため、月例給の引き下げ改定を行うことといたしました。

改定の内容としては、基本的な給与である俸給について、若年層と医師、歯科医師を除き、平均〇・二％引き下げることとし、管理職層については一般職員を上回る平均〇・三％の引き下げとしております。また、自宅に係る住居手当について、住宅の新築・購入後五年に限り支給される手当のみが存置されておりましたが、この手当を廃止することといたしました。

また、特別給、ボーナスについても、例年同様の方法により民間企業における昨年冬と本年夏の賞与の支給割合を調査し、これとの比較を行い、結果、特に本年夏の民間賞与が大幅に減少したことにより、公務が民間を大きく上回っており

ましたので、支給月数を〇・三五月分引き下げることといたしました。なお、本年度につきましては、六ヶ月の特別給について先般の特例措置により凍結した分の〇・二月分を支給しないこととし、残りの〇・一五月分は、十二ヶ月の特別給を引き下げることとしました。

実施時期につきましては、四月に遡及せず公布の日の属する月の翌月の初日としておりますが、本年四月から改正法施行までのマイナス較差相当分は、十二月の期末手当で解消するよう調整を行うこととしております。

以上のように、本年は月例給及び特別給について引き下げ改定を行うことといたしました。これにより、職員の年間給与は、平均約十五万四千円、二・四％の引き下げとなります。これは、平成十五年の十六万五千円、二・六％の引き下げに次ぐ二番目に大きな引き下げであります。

なお、超過勤務手当の支給割合等について、時間外労働の割り増し賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の改正が来年四月から施行されることを踏まえ、所要の改定を行うこととしております。

また、平成十八年度から、地域間給与配分の見直しや年功的な給与上昇の抑制などを実現するため、給与構造改革を実施しており、平成二十二年で当初予定していた施策がすべて実現することになります。この改革の効果の検証の一環として、本年四月時点における地域別の公務と民間の給与較差を算出しましたところ、改革前より地域別較差は順次縮小してきております。

次に、公務員の高齢期の雇用問題について御説明申し上げます。

平成二十五年度から、公的年金の支給開始年齢が六十歳から六十五歳へと段階的に引き上げられることに伴い、既に民間企業に関しては、六十五歳までの雇用確保措置が法律で義務づけられており、公務についても、年金支給開始年齢の引き上

げに対応し、平成二十五年度から定年年齢を段階的に六十五歳まで延長することが適当と考えます。そのための条件を整えるため、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや、組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策などの諸問題について、早急に検討を進めていく必要があると考えております。

定年延長については、その実施のための準備期間等を考慮すると、平成二十三年中には法整備を図る必要があると考えられ、政府全体としての検討を加速することが強く求められています。人事院としては、平成二十二年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申し出を行うべく、関係各方面と意見交換を重ねながら鋭意検討を進めてまいる所存でございます。

続きまして、公務員人事管理に関する報告について御説明申し上げます。

公務員制度改革につきましては、人事院としても能力、実績に基づく人事管理システムの再構築などを推進してまいりましたが、さらに改革の実現に努めてまいりたいと考えております。その際には、高い専門性を持つ職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進めるとともに、公務員が使命感を持って全力で職務に取り組むよう意識改革を徹底することが肝要であります。

幹部公務員のあり方を考える際には、議院内閣制のもとでの政治と職業公務員の関係についての十分な検討が必要です。また、労働基本権の見直しにつきましては、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如、労使関係の実態など公務特有の論点について慎重な検討が必要と考えております。

このほか、公務員人事管理に関する主な個別課題として、採用試験の基本的な見直し等について報告をしております。

続きまして、国家公務員の育児休業等に関する

法律の改正についての意見の申し出について御説明申し上げます。

我が国の急速な少子化に対応するため、国家公務員についても仕事と生活の調和を図り得る勤務環境を整備することが重要な課題となっております。また、民間労働者については、育児休業等に関する措置を拡充する育児・介護休業法の一部を改正する法律が去る七月に公布されております。

このような状況を踏まえて、配偶者が育児休業をしている職員でも育児休業をできるようにすること、また、子の出生の日から一定期間内に職員が最初の育児休業を取得した場合、再度の育児休業をできるようにすることが適当と認め、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見を申し出たものであります。

以上、本年の報告及び勧告並びに意見の申し出の概要を御説明申し上げます。

総務委員会の委員の皆様におかれましては、人事院の勧告制度の意義や役割に御理解を賜り、この勧告を速やかに実施してくださいませようお願い申し上げます。

以上でございます。

○近藤委員長 以上で人事院からの説明は終わりました。

○近藤委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。原口総務大臣。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○原口国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月十一日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものでございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を改定することとしております。

第二に、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、指定職職員以外の職員は計〇・三五月分、指定職職員は計〇・二五月分を引き下げることとしております。

第三に、自宅に係る住居手当を廃止することとしております。

第四に、月に六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を百分の百五十に引き上げること等としております。

第五に、国家公務員の超過勤務手当の改定等との均衡を考慮し、地方公務員への超過勤務手当の

支給にかわる代替休暇について必要な改正を行うこととしております。

このほか、任期付研究員法及び任期付職員法について必要な改正を行うとともに、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

引き続きまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、本年八月十一日の人事院からの意見の申し出を踏まえ、育児休業等の取得要件の拡充を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、一般職の国家公務員について、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求をすることができるようとする。こととしております。

第二に、職員が子の出生の日から一定の期間内に最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業をすることができるようとする。こととしております。

第三に、防衛省の職員に係る準用規定について必要な改正を行うこととしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○近藤委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

給与法の質疑に当たりまして、前提としての今の、昨日以来の異常な国会運営について厳しく抗議をするものであります。

もともと、財務金融委員会が返済猶予法案の質疑が行われる、そのもとで参考人質疑まで与野党の合意があった。その後、その当日の朝に質疑、採決を与野党の方から提案する。こういう事態というのが今の不正常な事態の前提となっている。参考人の意見、つまり国民の声を聞く、その直後に、一層その国民の声を深め、まともな審議も行わずに採決を強行した横暴というのが今の異常な事態の前提となっているということを深く肝に銘ずべきではないでしょうか。

この衆議院の財務金融委員会と与党側は急遽質疑、採決をくり押ししようとしたために、当初から予定をされていた、昨日の参議院の総務委員会において大臣所信質疑が行われていた、その公明党の質疑時間の冒頭に、亀井大臣が衆議院の財金に行かなければいけないからということで公明党の議員の質問時間を中断して、わざわざ亀井大臣を参議院の総務委員会から衆議院の財務金融委員会に引き抜いていく、こういう与野党の横暴のもとで行われたのがきのうの強行採決であり、その上

に衆議院の本会議が立てられ、強行採決が繰り返される。これが今の異常な事態となっているということとどう与野党の皆さんは受けとめておられるのか。

これまで円満、円滑な運営が行われてきたこの衆議院の総務委員会においても、昨日、与党側からの提案によって、給与法についての本日の質疑、採決の提案と、給与法に続いて郵政株式売却凍結法案についても、まだ議運の段階で委員会に付託も決まっていなかったにもかかわらず、本日の提案理由説明、そして質疑、採決まで一方的に決めてしまふ。こういう運営に私は厳しく抗議をしたいと思います。このように申し上げるものであります。その上で、原口大臣に政治家としての基本認識を伺いたい。

参考人質疑のときに、その直後に採決を行うのはとんでもない、これは野党時代の民主党がそもそも要求してきたことではないでしょうか。また、わざわざ参議院の総務委員会と与野党円満に日程を組んでいた質疑を中断してまで担当大臣を他の委員会に持つていく、こういう事態が正常な国会運営と言えるのか。大臣、どのようにお考えですか。

○原口国務大臣 塩川委員にお答えいたします。その前に、長い間、政権交代前の同じ野党の理事、オブザーバーとして、ともに多くの法案を修正させていただきました。塩川委員が御尽力いただきました公共サービス基本法、あるいは電波法、そして放送法の修正案、こういうものも党派を超えた御協力がなければできなかったこととございます。この場をかりて改めてお礼を申し上げます。

そして、塩川委員、国会運営について私が政府の立場で申し上げるということは、それは一定の節度を持って言わなければならぬ、このことをぜひ御理解いただきますように。委員長や国会でお決めたことについて、私がここで言及するということは差し控えていただきたいと思

います。その上で、私たち政府といたしましては、できるだけ丁寧な、そして多くの国民の皆さんにしっかりと御理解をいただけるような、そういう努力を重ねてまいりたい。

私は、この間ですぐその野党の筆頭理事席におりました。この総務委員会が非常に党派の枠を超えて円満に、そして審議を大事にされてこられたということを、みずからもその場で経験した者でございます。そのよき、しっかりとした共通の基盤を大事にしてきた立場から、私も政府に入りましたが、そういう立場を徹底して頑張つてまいりたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○塩川委員 今お話ありましたように、この総務委員会の運営で、原口大臣とは、円満、円滑な運営に努力するというところでともに努力してまいりました。

例えば、旧政権の自公政権のもとで、暫定税率の廃止をめぐって、昨年の一月の当委員会において、与党側が急遽いわれるつなぎ法案というものを提出してきた。事前のそういう話もない中で急にこういう提案を与野党が行つてくるのに対して、あの場でも原口氏は厳しく抗議もし、また逢坂委員も非常に激烈な質疑を行つておられたわけでありました。

そういう点でも、異常な事態を生み出した与野党の横暴に対して強く抗議をしてきた民主党の皆さんだからこそ、こういうことを、それこそポジ、ネガひっくり返したように同じことを繰り返すような姿、これは受け入れることができない。自公政権がやってきたことと同じことをやっているんじゃないのか、こういう厳しい声が国民から上がるのも当然ではないでしょうか。こういう委員会運営は許されぬ。私も、衆議院財務金融委員会に返済猶予法案を差し戻せと要求しておりますけれども、その出発点に立つて正常化を図るた

めにこそ力を尽くすべきだ、このことを改めて指摘しておくものであります。その上で、法案の質問に入らせていただきます。

昨日の本会議でもお聞きしましたけれども、この間、人事院が公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割を果たしているのか、このことが問われているということを述べました。

この間の経緯を見ましても、小泉内閣が二〇〇二年以来、総人件費抑制政策を出す。定員の純減を図ると同時に、公務員給与についても抑制を図る。この方針のもとで、二〇〇二年以降、マイナズ勧告が繰り返される。こういう事態が生まれ、地域間格差を拡大することになる給与構造改革が行われ、また官民比較の前提となる民間企業の事業規模について百人以上から五十人以上へと引き下げる。そういう中で、実質的に公務員の給与の引き下げということも行われてきた。この前提というのが、政府による人事院に対する圧力だった。

こういう一連の経緯の中で、ことし五月、人事院の勧告が行われる、給与法も出される、ボーナスのカットと言われる、これもまたルールを踏み破った暴挙が行われた。このときにも、民主党の皆さんは、与野党の圧力によってこういった異例な勧告が行われたのではないのかと。このことは大臣政務官の小川さんも厳しく指摘をしていたところじゃないでしょうか。そういう点でも、こういった自公政権、与野党がみずからの総人件費抑制政策を貫くために人事院に押しつけてきた、このことに対してしっかりとした検証が必要だ。

原口大臣として、自公政権、与野党がみずからの施策を推進するために人事院に押しつけを行ってきた、こういう事態についての認識はいかがお持ちでしょうか。

○原口国務大臣 塩川委員にお答えいたします。この委員会でも数次にわたって御議論がござい

ました。幾つかの基本的な考え方を申し上げたいと思います。

あれは、塩川委員と、ことしの三月だったと思いますが、この委員会の理事会で私が提案させていた、それは、民間のいわゆる非正規労働者の方と公務の非正規労働者の方を比べて、その数字がひとり歩きするのではないかという危惧が持たれたことがございました。そのときも委員と一緒に、これは一体どうということなのかということを私はその場で申し上げたところでございます。

官であろうが民であろうが、そこに向かう給与の再分配というのは本当に適正にされているのか、民間でワーキングプアというものが生まれているのに、その民間の低い基準をさらに低くして、それを公務に働く人たちに割り振るということとは労働者全体の利益を損なうことではないのかというところをそのとき議論をしたわけでございます。

今回、人事院勧告に至るさまざまな問題について、私たちもまだつまびらかにしていないところがございます。そのときの議論を踏まえて、当時の政権がいろいろな勉強会と称するものもなさっておられました、あるいは陰に陽にさまざまな、今委員がおっしゃるような働きかけがあったのではないかとこの御議論もこの委員会ですでにございまして。

いずれにいたしましても、私たちは、労働を中心とした福祉型社会をつくっていきたくと思っています。そこで一番大事なことは、労働者を分断しない、連帯を保障することだと思えます。官で働く人、民で働く人、あるいは正規で働く方、非正規で働く方、その方々が分断されていては労働者一人一人の権利を保障することができない、そういう認識に立って総務行政を進めてまいりたい、このように考えております。

○塩川委員 政府による人事院に対する圧力、干渉ということについて、私はしっかり検証する必

要がある。二〇〇二年以降の総人件費抑制政策、小泉政権以来の政策についての検証も必要です。し、民主党の皆さんも指摘をされておられた、ことしのポータスカットの勧告、この背景に何があったのか、このことについて政府・与党からどのような圧力、干渉が人事院に行われていたのか、それによってどのように人事行政がゆがめられたのか、こういう問題についてしっかりと新政権としての検証を、旧政権の対応についての検証を行っていただきたい、いかがですか。

過去最大規模の減収というのは大きな打撃にもなるわけで、この人勤の影響を受ける労働者数というのは、人事院の指摘でも約五百八十万人に上ります。

そういった労働者への直接の影響と同時に、この間、人事院として民間準拠で勧告を行って行くわけですが、民間の賃金そのものが、この間の自公政権のもとで、労働法制の規制緩和を初めとした雇用破壊によって賃下げが行われる、賃金が抑制をされているという事態を生み出している。つまり、民間の給与の実態そのものが、かつての自公政権による雇用破壊の政治によって大きく給与が抑え込まれてきたということが前提にある。それが、今回、民間準拠という公務員の給与引き下げをするということにもつながる。いわば悪循環にもなるわけであります。

こういった賃下げの悪循環について、どういう影響がもたらされたのかということについても、日本経済への影響をしっかりと調査をすべきではないか。大臣、いかがですか。

○原口国務大臣 委員が前段でお話しになったところは、私も問題意識を共有しています。雇用破壊、いわゆるワーキングプアと言われる方々がふえて格差が広がっていく、それはまさに前の政権の労働政策を反映しているものであるというふうにも思っています。

ですから、先ほど申し上げたように、民間で働く人たちがこんなに苦しいから公務員も同じように減らすべきだ、こういう単純な議論は非常に危険だ。むしろ、公務に働く人たちが、民間で働く労働者の皆さんそのものの権利を保障していくという政策が必要であるというふうに思っています。

その上で、現政権は、コンクリートから人へ、地域へ、一人一人の働く皆さんの権利を保障しようということ、家計への支援により個人消費を拡大するとともに、新たな分野で産業と雇用を生み出そうと考えておるわけです。塩川委員、今までは大規模の公共投資に依存した政策でござい

ましたけれども、私たちは、一人一人の働く皆さんに安心を届けていきたい、このこともあわせて御理解をいただきたいと思えます。

今回の経済に及ぼす影響は、大体、消費の乗数効果というのを見ると、例えば一千三百億円に〇・四を掛ければその数字が出てくるわけでございます。そういったことも踏まえて慎重に検討をし、ただ、塩川委員、御理解をいただきたいのは、人事院で勧告をされたもの、この勧告をされたそのものの正当性を今委員はお話しくださっているわけでございますが、政府といたしましては、これを尊重するというところで、しっかりとその推移を見守っていくということが大事であると思えます。

今、調査についても、また政務三役で議論をしてみたい、このように考えております。

○塩川委員 景気、経済への影響について既に調査が具体的に行われているのかということをお聞きしたかったんですが、その点はいかがですか。

○原口国務大臣 地域経済について、まだ法律も通っておりませんし、そのことについての調査というのはしておりません。

○塩川委員 先ほど原口大臣の答弁の中にもありましたけれども、前政権のもとで出されたのが今回の人事院勧告だったわけでありまして。先ほど指摘しましたように、この間、自公政権のもとで人事院に対しての圧力が行われてきた、そういう中で出されたのがことし八月の人事院勧告であったわけでありまして。

だとすれば、皆さん、自公政権下の人事院に対しての圧力について検討したいとおっしゃいました。でも、そうなりますと、そういう立場であるのであれば、そもそもこの八月の人勤そのものが前政権の圧力によってゆがめられているのではないのかという前提で今回の給与法は出されるべきだったのではありませんか。

○原口国務大臣 委員が御指摘のところは、私、全否定する気はないです。ですから、前の政権で

何が起きていたのかということを検証したいと言っているわけです。ただ、その上でも、これは国民各位のいろいろな方々と話し合いました、正直言って悩ましい決断だというふうに申し上げたいと思います。

しかし、その上で、過去においても給料がずつと上がったときがありました、そのときに臨時の措置をしておるわけで、今回、公務員の労働三権の代替措置としての人事院、特に中立性、独立性といった機関が判断をされたことについて、やはり私たちは尊重する義務があるだろう。

確かに、いろいろな議論がありました。その議論が本当であるかどうかということをまず確認するということもあわせて今申し上げておるわけでございます。私たちが法案の趣旨をぜひ御理解いただきたいようによろしくお願いいたします。

○塩川委員 尊重されるべき人勸そのものが前政権の圧力によってゆがめられているのではないのか、このことについてのしっかりとした検証、対応もなしに、この人勸に基づいて給与法をそのまま出したということについては同意ができないというのを申し上げて、質問を終わります。

○近藤委員長 これより自由民主党・改革クラブの質疑時間に入ります。

〔委員長退席、福田(昭)委員長代理着席〕

○近藤委員長 これにて自由民主党・改革クラブの質疑時間は終了いたしました。

これより公明党の質疑時間に入ります。これにて公明党の質疑時間は終了いたしました。

次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。給与法について若干の質問をいたしたいと思えます。

まず、給与の引き下げが地域経済に及ぼす影響について、大臣の認識を聞きたいと思います。

○原口国務大臣 重野委員にお答えいたします。

その前段、まさに国会の良心と言われるように、一緒に理事会で大変御指導いただきましてありがとうございます。働く人々をより強く守る、その立場でこれからも御指導を賜りたいと思えます。

今の、マクロ経済に影響を及ぼす、大体、国家公務員の給与については一千三百億、それから地方公務員で三千四百億でございますから、GDPにすると〇・一％分の削減、〇・一以下の削減でございますが、これを乗数効果にすると、これに〇・四を掛けた場合、そういう影響が出るのではないかとこのように思料をしております。

以上でございます。

○重野委員 公務員給与は地域のプライスリダー的存在なんです。この公務員給与の引き下げが民間相場のさらなる引き下げにつながる懸念を持たざるを得ない。人事院制度の結果として、民間の給与が下がった場合、それに合わせて自動的に公務員の給与も下がる。それがさらにマイナスイ効果をマクロ経済レベルで生むという悪循環に陥る可能性がある。

この点について、例えば、ちょうど船が片側に傾いたと、搭載している荷物がごろごろと傾いた方向に落ちるわけですね、そうするとさらに重心が傾いて船がひっくり返る、そういうふうな例え話があるんですが、そういう認識について大臣はどのように考えておられるんでしょうか。

○原口国務大臣 お答えいたします。

私は大事な認識だと思います。これは二年前でございまして、ロナルド・ドーア先生と議論をしたときに、まさに今委員がおっしゃったことと同じことをおっしゃいました。労働全体の分配。

では、株主にどれぐらい行っているのか。一九八〇年代、労働者の給与というのは大変伸び率が高うございました。しかし、現在においては、労働者に分配されるよりも、はるかに資本あるいは会社のトップの方へ労働の分配、果実というものが大きくなっているんじゃないか。そのこと自体

の構造を変えていかなければいけないのではないかと。

新政権では、まさに、一人一人を大切に、雇用を大切に、そういう政策と一緒に打たせていただきたい、実現させていただきたい、このように考えております。

○重野委員 今の大臣の答弁の方向で、この人事院勧告にまつわる公務員給与問題について認識を深めていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、公民格差、あるいは官民格差とかいう言葉があるんですが、これについて聞いておきたいんです。

公務員の給与は民間準拠、こういうふうな原則があるわけです。公民格差に基づく給与引き下げには一定の根拠があるんですね、民間の給与が下がったら公務員の給与も下げると。ところが、地方ではおかしなことが起こっておるんですね。どういふことかという、財政難から勧告とは別に独自に給与をカットしている自治体が非常に多いんですね。むしろそれが多数派になっている。六割を超える自治体で独自カットが行われている。こういうデータもあるんですね。

そうした自治体では、独自削減によって既に地場民間給与を下回っているところもあるわけですね。ところが、地方では、この削減され、実際に支払われている給与との比較ではなく、削減前の給与と比較して勧告を出している。これが実態なんです。

そうした自治体では、放置すれば、既に民間より低い給与水準であるにもかかわらず、見かけ上は公民格差があるということにさらに給与の引き下げが行われる、こういうことになるわけですね。

これは、私はおかしな話だと思えますね。公民比較を行う際に、この独自カット部分はどのように扱われるべきなのかという点です。名目上の公民格差による人事委員会の勧告で、また給与が下げられる。しかも、名目による比較で公務員の給与は高いと世間から勘違いされ、公

務員バッシングにつながっていく。これでは現場で働く公務員はたまったものじゃないですね。こんな状態を放置すべきではないと私は思うんですね。その点について、今のやり方については正をしていく、現実には即してやるという、そこら辺の決意を示していただきたい。

〔委員長退席、黄川田委員長代理着席〕

○原口国務大臣 お答えいたします。

大変大事な御指摘だというふうに考えています。先ほども答弁の中でお答えをしましたが、アメリカの民主党が勝った、労働を中心とした福祉型社会をつくるときに、三つの連帯がありまして。政治と労働者の連帯、官で働く人々と民で働く人たちの連帯、正規と非正規の連帯。今の委員の御指摘は、殊さら官と民の違いを言い立てて労働者全体を分断する政治の中において、労働者自身の働く権利が保障されてきたのかという大切な問題提起をされておられると思います。

つまり、実質的な賃金でもって比較をすべきであって、私もそのカットの状況を今回委員の御指摘に沿って調べてみました。大変なカットですね。そのことがひいては、今度は民間の方の給与も引き下げる、そういう圧力に決してはならないと思えますので、問題意識を共有して行政を進めてまいりたい、このように考えております。

○重野委員 認識は共有できます。そういう方向で現状にしっかりと目配りをしていただきたい。次に、労働基本権問題について、大臣と人事院総裁、きょう来ていますので、お伺いいたします。

この公民格差の問題でもそうなんです。労働基本権を制約している今の制度の見直しが必要だ、このように私は考えるんです。

内閣府が行った世論調査で、公務員の労使交渉導入の有無について、六割が導入に賛成、反対は一六％、こういうデータもあります。国民の多数も、労働基本権を公務員に返すべきだという考え

方が今多数派だと私は思うんですね。

そこで、この基本権問題と同時に、基本権を付与することによる自律的労使交渉の構築、そういう点について大臣並びに人事院総裁の答弁を求めます。

○原口国務大臣 お答えいたします。

委員の御指摘のとおりだというふうに思っています。

労働基本権の問題については、国家公務員制度改革の基本法に基づいて、労使関係制度検討委員会において議論が行われております。しかし、一方、私たちは、例えば民主党のマニフェストでは、「公務員制度の抜本改革の実施」として、「公務員の労働基本権を回復し、民間と同様、労使交渉によって給与を決定する仕組みを作る。」ということのマニフェストにおいて書かせていただいています。労働基本権の回復は、公務員制度改革において俎上にのせて積極的に推進していくべき課題だと思っています。

先日、私は、消防の職員の権利についてもしっかりと検討しないということを示したいしました。実際の現場に行つて命を預かる、そういう消防職員の皆さんが、まさに公共サービスの質を担保するためにもこの労働三権の回復というのは大切な問題である、このように認識をしています。

○江利川政府特別補佐人 お答え申し上げます。

公務員の労働基本権の問題につきましては、今大臣からもお話がありましたように、労使関係制度検討委員会において検討されているところでございますので、私どもとしては、その検討結果を待ちたいというふうに思っております。

その検討におきましては、公務員が全体の奉仕者であるということでさまざまな議論があるところでございますので、そういう憲法上の位置であるとか、あるいは民間企業と公務員の場合の違いであるとか、多角的に検討していただいて、最終的には国民の代表であります国会において詰められる議論ではないかというふうに思っております。

す。

○重野委員 時間が来ましたので、以上で終わります。

○黄川田委員長代理 次に、皆吉稲生君。

○皆吉委員 民主党・無所属クラブの皆吉稲生でございます。

私は、さきの総選挙で初めて議席をいただきました。この間、国政への三回目の挑戦で得た議席でございます。何回も選挙をする中で、地域を本当にくまなく回らせていただくことがございました。そうした中で、地方の疲弊ぶり、そういう状況を目の当たりにしてまいったところでございます。

そういう意味では、原口総務大臣の大変な御奮闘によって地方を再生するという、その御決意をさまざまなマスコミなどでお聞きをするにつけ、大変心強く思っているところでございます。ぜひ原口大臣に、中心になつてなす遂げていただきたい、そして地域の再生を図っていただきたいことを冒頭にお願ひ申し上げます。

そしてまた、初めて議席を得まして、昨日来の大変な異常な国会の状況について、本場に私も戸惑っているばかりでございます。今、民主党内でも国会改革についてさまざまな議論が始まろうといたしております。私自身も、先輩、同僚議員の皆様方の御指導をいただきながら、正常な国会、そして国民のための国会のあり方をしっかりと築いてまいりたい、そんなふうに今考えているところでございます。

さて、時間がございませんので、今回お示しをいただきました国家公務員の給与法にかかわる問題について、関連をする課題について御質問をさせていただきます。

まず最初に、時間外超過勤務の縮減の問題でございます。

今回、超勤の六十時間を超える部分について、割り増し率を百分の百五十に変えること、ございました。このことは妥当なことだと考えさせていただきました。

いております。

ただ、現在の国家公務員の皆様の超過勤務の実態は、長年にわたつて、霞が関不夜城とか、あるいは居酒屋タクシーとやゆされるなど、異常な状態が続いてまいりました。また、政府におかれても、さまざまな超過勤務の御努力がされてきたとお伺いをいたしております。

しかし、国家公務員の給与等実態調査によりますと、一人当たりの年間超過勤務時間は、ここ七、八年の推移を見ますと、本府省で〇一年が三百二十時間から〇八年の三百五十七時間、地方では同じく百七十七時間から二百十三時間と、逆にふえ続けているのが現状でございます。

こうした状況は、予算の制約や、また数値にあらわれない隠れた残業、サービス残業も多く存在をしていると推察をいたしているところでございます。

この背景について、定員の減少や業務の複雑化、多様化など、さまざまな要因が考えられると思いますが、原口総務大臣におかれましては、この超過割り増し率の改定を機に、超過勤務の取り組みを強力に推し進められることが重要ではないかと思ひます。

原口大臣にお伺いします。この際、政府、人事院一体となつて思い切つた実効ある超過勤務削減策を実施する御用意があるか、御見解をお伺いしたいと存じます。

(黄川田委員長代理退席、委員長着席)

○原口国務大臣 皆吉委員にお答えいたします。

皆吉委員の選挙の応援に伺つたとき、鹿児島は大雨でした。もうバケツをひっくり返したような雨の中で、あれはやはり、地域がいかに疲弊し、そして泣いているかのような雨でした。その中、皆吉委員は、お一人お一人の、より小さな人たちを強く守る、この活動をされ、国会にいられた。私も本当に喜びでいっぱいです。

その上でお答えをいたしますが、やはり人間らしい働き方を、公共サービスの質を保証す

る、このことはとても大事なことでございます。総務省といたしましても、人事院とも、あるいは各府省とも密接な連携をとつて、業務のあり方、あるいは働き方、それそのものも変えてまいりたいと思ひます。

よく大臣になると夜中に登庁します。夜中に登庁すれば、何千人という人たちがそれを待たなきやいけません。私は、大臣を拝命させていただいて、その日に登庁しません、翌日参りますということをお願いしました。少しリーダーが変われば、働く人たち一人一人の権利を余計に保障する、強く保障するということができると思ひます。

具体策については、もう総務省の中で指示をしておりますので、階政務官に発言の機会を与えていただければというふうに思ひます。

○階大臣政務官 皆吉委員の質問に答えさせていただきます。

補足して説明しますけれども、具体的にどうやって超過勤務を削減するかということですが、大臣の指示を受けて私の方でいろいろと検討しまして、公務員の人事評価マニュアルというものを改定することになりました。

どういうふうな改定したかということですが、超過勤務削減を人事評価に反映すべく、次のような文言を加えました。評価者は、被評価者に限らず、部下職員の超過勤務等について、月に六十時間を超える超過勤務の状況等も含め把握する必要があります。これを勤務評定の項目に加えることによつて残業削減に取り組む。そして、超過勤務手当自体、全体の額を縮減するとともに、月に六十時間超の超過勤務手当、現行ベースでは約七億五千万、これを削減していくつもりであります。

よろしくお願ひいたします。

○皆吉委員 どうもありがとうございます。ぜひ実効ある超過勤務削減を実践いただけますようによろしくお願ひを申し上げます。

続きまして、定年延長の問題について御質問さ

せていただきます。

先ほど、江利川人事院総裁の方から、かなり具体的に意見の申し出の概要の説明の中でお話をいただきました。大変前向きに御検討いただいているというふうに受けとめさせていただきます。

そうした中で、要はあと政府の側がこれをどういう形で受けとめ、実践をしようとするのかという御決意が必要かと考えています。総務大臣の御見解をお伺いいたします。

○原口国務大臣 お答えいたします。

私たちは、マニフェスト、そして民主党のインデックスにおいて、定年を段階的に六十五歳まで延長することによって年金受給年齢まで働ける環境を整えていきたい、こう考えております。

今、私の方で指示をしました。もう事務次官会議はやめました。今までこういうピラミッドなんですよ、非常にとがったピラミッド。これをもつと台形にできないか。そして、同期が次官になればみんながやめなきゃいけない、同期が何になればやめなきゃいけない、そういう働き方そのものを変えることができないか。そのことによって今の行政そのものを、もっともつとそこで働く人たちにやりがいのある、そして、みずから実現できるものに変えていけないかということを指示をして、そのシミュレーションをしているところでございます。

一方で、私たちは、総人件費の二割削減ということも言っています。その中で三次方程式を解いていかなきゃいけない。その強い決意を今固めているところでございます。

○皆吉委員 時間が参りましたが、あと一、二分いただきたいと存じます。

非常勤職員の雇用、勤務状況をめぐっての問題でございます。

この間、人事院としては、給与の指針をお示しいただき、一定の改善をいただきました。しかし、まだまだ置かれている状況は極めて劣悪な環境であるというふうに認識をいたしています。官

製ワーキングプアと言われることのないような職場環境の整備が必要ではないか、そんなふうに考えています。

人事院は、本年の夏の報告で、非常勤の職員の方々の任用関係について、これを見直すと言言をしておられます。雇用の安定化を図るための人事院のお考え、そしてまた総務省としての御見解を総務大臣、人事院総裁からお伺いいたします。

○原口国務大臣 お答えいたします。

足らざるところを渡辺副大臣に答えさせますが、今委員がおっしゃるように、非常勤職員にかかわる問題の背景は、いつ解雇されるかわからない、あるいは同種の業務を行っている常勤職員との処遇の不均衡。大体、四十代になると給与が下がってくる。私たち、これは多くのところでおかしなことが起こっているんじゃないかというお話をいただいています。

このことはやはりしっかりとしたルールをつくっていく、このことが一番だというふうな考えでおりまして、俸給月額決定、通勤手当の支給、長期勤務者への期末手当の支給等について、各府省において改善の取り組みを要請しているところでございます。

あと、渡辺副大臣にも。済みませんが。

○渡辺副大臣 お答えいたします。

人事院勧告の中で、非常勤公務員のあり方に対しての指針がございました。総務省では、七月の一日に、昨年の十二月十一日の当委員会での附帯決議を受けまして、臨時の調査を行いました。それによって、現在の任用形態、勤務形態のあり方等、あらあらの調査を今取りまとめて精査をして最終的に報告することになると思いますが、現在、非常勤職員というものが、実は政府全体で十五万五千八百八十八人いる。最も多いのが、事務の補助職員、約一七％でございます。次に多いのが、一五％が委員、顧問、参与等の職員でございます。私は、実は四年前にこの委員会が質問しようと思ひまして、非常勤公務員の実態について各府庁

に尋ねました。そうしたところが、どの府庁も把握をしていなかった。驚くべきことでございます。

そして、御存じのとおり、非常勤公務員は総定員の枠外でございます。そしてまた、総人件費の枠外。庁費という名前でも、物品費と同様にこの非常勤公務員の人件費は払われていた。実は、実態をどの府庁も把握をしていなかった、それをまたすべてわかつていく省庁もなかったということでございます。そして、その当時に比べれば非常に隔世の感があるわけでございますが、今先生から御指摘のような、まさにこの実態の把握に努めまして、勤務条件等の状況につきまして精査をいたしまして、人事院勧告を尊重できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江利川政府特別補佐人 日々雇用の非常勤の職員の関係でございます。

その人たちの給与水準につきましては、既に指針を出して、各府守っていたところでございますが、残る課題は、業務の必要性に応じた適切な任期を設定すること、あるいは再任のルールをつくることではないかと思ひます。

先ほど総務大臣初めお答えがございましたけれども、総務省を初めとする関係府庁と連絡会議をつくっておりますので、その連絡会議におきまして、本年度内を目途に見直しの方向について結論を得るように努力をしてみたいというふうな思っております。

○皆吉委員 どうもありがとうございます。

○近藤委員長 これよりみんなの党の質疑時間に入ります。

（委員長退席、黄川田委員長代理着席）

○近藤委員長 これにてみんなの党の質疑時間は終了いたしました。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

（休憩後は会議を開くに至らなかった）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号を当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十九条の四第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分の六十」とあるのは「百分の七十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に、「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第二十二條第一項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,600	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	

41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500				
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000				

主任委員以外員

86	239,700	295,900	344,700	386,100	
87	240,400	296,300	345,200	386,700	
88	241,100	296,700	345,700	387,300	
89	241,900	297,000	346,100	388,000	
90	242,400	297,400	346,600	388,600	
91	242,900	297,800	347,100	389,200	
92	243,400	298,200	347,600	389,800	
93	243,700	298,400	347,900	390,500	
94		298,800	348,400		
95		299,200	348,900		
96		299,600	349,400		
97		299,800	349,700		
98		300,200	350,200		
99		300,600	350,700		
100		301,000	351,200		
101		301,200	351,500		
102		301,600	351,900		
103		302,000	352,300		
104		302,400	352,700		
105		302,600	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,400	354,000		
108		303,800	354,400		
109		304,000	354,900		
110		304,400	355,300		
111		304,800	355,700		
112		305,200	356,100		
113		305,400	356,600		
114		305,800			
115		306,200			
116		306,600			
117		306,800			
118		307,100			
119		307,400			
120		307,700			
121		308,100			
122		308,400			
123		308,700			
124		309,000			
125		309,400			
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなす、181,200円とする。

し、第二十三条及び附則第三項に規定する職員を除く。
った職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわら

ロ 行政職俸給表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
	38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
	39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
	40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
	41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
	42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
	43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500

再任職以外
の職員

44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	
71	204,700	254,400	285,700	316,500	
72	205,300	255,000	286,500	317,000	
73	205,900	255,500	287,400	317,300	
74	206,600	256,000	288,200	317,800	
75	207,300	256,500	289,000	318,300	
76	208,100	257,000	289,800	318,800	
77	208,500	257,600	290,600	319,100	
78	209,200	258,100	291,200	319,500	
79	209,900	258,600	291,800	319,900	
80	210,600	259,100	292,400	320,300	
81	211,300	259,500	292,900	320,800	
82	212,000	259,800	293,500	321,200	
83	212,700	260,100	294,100	321,600	
84	213,400	260,400	294,700	322,000	
85	214,100	260,800	295,200	322,400	
86	214,800	261,200	295,800	322,800	
87	215,500	261,600	296,400	323,200	
88	216,200	262,000	297,000	323,600	
89	216,800	262,200	297,400	323,900	
90	217,400	262,600	297,900	324,300	
91	218,000	263,000	298,400	324,700	
92	218,600	263,400	298,900	325,100	

93	219,100	263,800	299,400	325,400	
94	219,600	264,200	299,900	325,800	
95	220,100	264,600	300,400	326,200	
96	220,600	265,000	300,900	326,600	
97	221,200	265,200	301,300	326,900	
98	221,700	265,500	301,800	327,300	
99	222,200	265,700	302,300	327,700	
100	222,700	266,000	302,800	328,100	
101	223,300	266,400	303,200	328,400	
102	223,900	266,700	303,600		
103	224,500	267,000	304,000		
104	225,100	267,300	304,400		
105	225,500	267,600	304,800		
106	226,000	267,900	305,200		
107	226,500	268,200	305,600		
108	227,000	268,500	306,000		
109	227,400	268,800	306,400		
110	227,900	269,100	306,800		
111	228,400	269,400	307,200		
112	228,900	269,700	307,600		
113	229,400	270,000	307,900		
114	229,900	270,300	308,300		
115	230,400	270,600	308,700		
116	230,900	270,900	309,100		
117	231,300	271,200	309,400		
118	231,700	271,500	309,800		
119	232,100	271,800	310,200		
120	232,500	272,100	310,600		
121	232,900	272,300	310,900		
122		272,600	311,300		
123		272,900	311,700		
124		273,200	312,100		
125		273,300	312,300		
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,300			
再任用職員	192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 の 職 員	241,000	322,100	374,000	405,600	449,500			
48								
49	242,600	323,600	375,000	406,400	450,100			
50	244,100	324,800	375,600	407,100	450,900			
51	245,600	326,000	376,200	407,800	451,700			
52	247,200	327,200	376,800	408,500	452,500			
53	248,500	328,300	377,400	409,300	453,100			
54	250,100	329,300	378,000	410,000	453,900			
55	251,700	330,200	378,600	410,700	454,700			
56	253,300	331,200	379,200	411,400	455,500			
57	254,700	332,100	379,800	412,100	456,100			
58	256,100	332,900	380,400	412,800	456,900			
59	257,500	333,700	381,000	413,500	457,700			
60	258,900	334,500	381,600	414,200	458,500			
61	260,100	335,400	382,200	414,800	459,100			
62	261,400	336,100	382,800	415,500				
63	262,700	336,800	383,400	416,200				
64	264,000	337,500	384,000	416,900				
65	265,300	338,000	384,600	417,400				
66	266,400	338,600	385,200	418,000				
67	267,600	339,200	385,800	418,700				
68	268,800	339,800	386,400	419,400				
69	270,100	340,200	387,000	419,900				
70	271,400	340,700	387,600	420,600				
71	272,700	341,200	388,200	421,300				
72	274,000	341,700	388,800	422,000				
73	275,200	342,200	389,400	422,500				
74	276,300	342,700	390,000	423,200				
75	277,400	343,200	390,600	423,900				
76	278,500	343,700	391,200	424,600				
77	279,700	344,200	391,800	425,100				
78	280,700	344,700	392,400					
79	281,700	345,200	393,000					
80	282,700	345,700	393,600					
81	283,700	346,100	394,200					
82	284,600		394,800					
83	285,500		395,400					
84	286,400		396,000					
85	287,400		396,600					
86	288,200		397,200					
87	289,000		397,800					
88	289,800		398,400					
89	290,600		399,000					
90	291,100							
91	291,600							
92	292,100							
93	292,500							
主任 技 師	209,100	243,900	287,900	320,900	363,600	398,000	450,400	532,800

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門
(二) 的な知識、技術等が必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
に適用する。この表の類にかかわらず、182,300円とする。

査官並びに航空交通管制の業務その他の専門
に適用する。人事院規則で定めるものの俸給月
つた職員で人事院規則で定めるもの俸給月

別表第三 税務職俸給表 (第六関係)

職員の 区分	職務 の級 別	1級					2級					3級					4級					5級					6級					7級					8級					9級					10級				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5										
普通 職員	1	151,500	213,800	252,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700	467,500	532,800	153,000	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600	470,600	536,000	154,500	217,600	256,000	296,200	324,200	352,200	389,700	432,500	473,700	539,200	156,100	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	434,400	476,800	542,400											
	2	158,000	218,800	257,100	296,600	324,600	354,100	390,300	433,700	472,500	538,800	159,500	222,000	260,400	299,900	327,900	357,400	393,600	436,900	476,900	542,400	161,300	225,100	263,500	303,000	331,000	359,000	396,500	439,300	482,900	548,100	163,200	226,900	265,400	305,900	333,900	363,400	441,800	486,000	553,100											
	3	166,000	226,800	265,100	304,600	332,600	362,100	398,300	441,700	480,500	546,800	167,500	230,000	268,400	307,900	335,900	365,400	401,600	445,000	484,800	550,300	169,900	233,000	271,400	310,900	338,900	376,400	419,200	462,800	501,400	555,600	172,500	237,800	276,300	316,800	344,800	374,300	417,200	559,300												
	4	172,500	233,000	271,400	310,900	338,900	368,400	404,300	447,100	488,900	554,400	174,300	238,200	276,600	315,100	343,100	373,600	409,500	452,300	495,200	560,700	176,100	240,900	279,300	318,800	346,800	384,300	427,100	470,900	511,600	563,000	177,900	242,600	281,100	320,600	349,000	378,500	421,400	565,000												
	5	177,900	238,200	276,600	315,100	343,100	373,600	409,500	452,300	495,200	560,700	183,800	244,300	282,700	321,200	349,200	379,700	415,600	458,400	501,300	566,800	187,900	247,700	286,100	325,600	353,600	391,400	434,200	477,000	517,700	572,200	191,900	251,000	289,400	329,900	357,900	387,400	430,200	569,000												
	6	183,800	244,300	282,700	321,200	349,200	379,700	415,600	458,400	501,300	566,800	188,300	249,400	287,800	326,300	354,300	384,800	420,700	463,500	506,400	571,900	197,500	255,000	293,400	332,900	360,900	398,700	441,500	484,300	524,000	578,500	201,100	259,400	297,800	338,300	366,300	395,800	438,600	573,800												
	7	191,900	247,700	286,100	325,600	353,600	383,100	419,000	461,800	504,600	569,100	195,700	257,000	295,400	334,900	362,900	393,400	429,300	472,100	515,000	579,500	203,000	259,900	298,300	337,800	365,800	403,600	446,400	489,200	528,900	583,400	207,000	261,000	299,400	339,900	367,900	406,700	581,200													
	8	197,900	251,000	289,400	328,900	356,900	386,400	422,300	465,100	507,900	572,400	199,500	261,000	299,400	338,900	366,900	397,400	433,300	476,100	519,000	583,500	205,500	263,500	301,900	341,400	369,400	407,200	450,000	492,800	532,500	587,000	211,500	265,500	303,900	343,900	371,900	410,200	585,000													
	9	203,000	255,000	293,400	332,900	360,900	390,400	426,300	469,100	512,000	576,500	207,000	265,500	303,900	343,400	371,400	401,900	444,700	487,500	530,400	584,900	213,500	267,500	305,900	345,400	373,400	411,200	454,000	496,800	536,500	590,000	215,500	269,500	305,900	345,900	372,400	412,200	587,000													
	10	209,700	261,300	299,700	339,200	367,200	397,700	433,600	476,400	519,300	583,800	219,500	273,000	311,400	350,900	378,900	408,400	451,200	494,000	536,900	591,400	221,500	273,000	311,400	350,900	378,900	408,400	451,200	494,000	536,900	591,400	225,500	277,000	315,400	354,900	376,400	416,200	591,400													
11	216,000	267,400	305,800	345,300	373,300	403,800	439,700	482,500	525,400	589,900	226,000	279,500	317,900	357,400	385,400	414,900	457,700	500,500	543,400	597,900	231,000	283,000	321,400	360,900	388,900	418,400	461,200	504,000	546,900	599,000	235,000	287,000	325,400	358,900	380,400	422,200	597,900														
12	222,000	271,400	309,800	349,300	377,300	407,800	443,700	486,500	529,400	593,900	231,000	283,000	321,400	360,900	388,900	418,400	461,200	504,000	546,900	599,000	235,000	287,000	325,400	364,900	392,900	422,400	465,200	508,000	552,900	604,000	239,000	291,000	329,400	362,900	384,400	426,200	604,000														
13	228,000	275,400	313,800	353,300	381,300	411,800	447,700	490,500	533,400	597,900	235,000	287,000	325,400	364,900	392,900	422,400	465,200	508,000	552,900	604,000	239,000	291,000	329,400	368,900	396,900	426,400	469,200	512,000	556,900	608,000	243,000	295,000	333,400	366,900	388,400	430,200	608,000														
14	234,000	279,400	317,800	357,300	385,300	415,800	451,700	494,500	537,400	601,900	239,000	295,000	333,400	372,900	400,900	430,400	473,200	516,000	560,900	612,000	247,000	299,000	337,400	372,900	400,900	430,400	473,200	516,000	560,900	612,000	247,000	299,000	337,400	372,900	390,400	434,200	612,000														
15	240,000	283,400	321,800	361,300	389,300	419,800	455,700	498,500	541,400	605,900	243,000	303,000	341,400	380,900	408,900	438,400	481,200	524,000	568,900	620,000	251,000	307,000	345,400	376,900	404,900	434,400	477,200	520,000	564,900	616,000	251,000	307,000	345,400	376,900	394,400	438,200	616,000														
16	246,000	287,400	325,800	365,300	393,300	423,800	459,700	502,500	545,400	609,900	247,000	307,000	345,400	384,900	412,900	442,400	485,200	528,000	572,900	624,000	255,000	311,000	349,400	380,900	408,900	438,400	481,200	524,000	568,900	620,000	255,000	311,000	349,400	380,900	398,400	442,200	620,000														
17	252,000	291,400	329,800	369,300	397,300	427,800	463,700	506,500	549,400	613,900	251,000	311,000	349,400	388,900	416,900	446,400	489,200	532,000	576,900	628,000	259,000	315,000	353,400	384,900	412,900	442,400	485,200	528,000	572,900	624,000	259,000	315,000	353,400	384,900	400,400	446,200	624,000														
18	258,000	295,400	333,800	373,300	401,300	431,800	467,700	510,500	553,400	617,900	255,000	315,000	353,400	392,900	420,900	450,400	493,200	536,000	580,900	632,000	263,000	319,000	357,400	388,900	416,900	446,400	489,200	532,000	576,900	628,000	263,000	319,000	357,400	388,900	404,400	450,200	628,000														
19	264,000	299,400	337,800	377,300	405,300	435,800	471,700	514,500	557,400	621,900	259,000	319,000	357,400	396,900	424,900	454,400	497,200	540,000	584,900	636,000	267,000	323,000	361,400	392,900	420,900	450,400	489,200	536,000	580,900	632,000	267,000	323,000	361,400	392,900	408,400	454,200	632,000														
20	270,000	303,400	341,800	381,300	409,300	439,800	475,700	518,500	561,400	625,900	263,000	323,000	361,400	400,900	428,900	458,400	501,200	544,000	588,900	640,000	271,000	327,000	365,400	396,900	424,900	454,400	493,200	536,000	584,900	636,000	271,000	327,000	365,400	396,900	412,400	458,200	636,000														
21	276,000	307,400	345,800	385,300	413,300	443,800	479,700	522,500	565,400	629,900	267,000	327,000	365,400	404,900	432,900	462,400	505,200	548,000	592,900	644,000	275,000	331,000	369,400	400,900	428,900	458,400	497,200	536,000	588,900	640,000	275,000	331,000	369,400	400,900	416,400	462,200	640,000														
22	282,000	311,400	349,800	389,300	4171,30																																														

内 の 職 員	48	231,500	285,400	338,600	391,900	412,200	436,900	460,300				
49	232,100	286,400	339,800	393,700	413,500	437,600	461,000					
50	232,700	287,400	341,000	394,900	414,300	438,400	461,700					
51	233,400	288,400	342,200	396,100	415,100	439,200	462,400					
52	234,100	289,400	343,400	397,300	415,900	440,000	463,100					
53	234,500	290,200	344,500	398,600	416,600	440,600	463,800					
54	235,100	291,100	345,700	399,800	417,300	441,300	464,500					
55	235,600	292,000	346,900	401,000	418,000	442,000	465,200					
56	236,200	292,900	348,100	402,200	418,600	442,700	465,900					
57	236,600	293,700	349,200	403,500	419,400	443,400	466,600					
58	237,200	294,500	350,300	404,300	420,000	444,100	467,300	469,400				
59	237,800	295,300	351,400	405,100	420,600	444,800	468,000					
60	238,400	296,100	352,500	405,900	421,200	445,500	468,700					
61	239,100	297,000	353,400	406,600	421,800	446,200						
62	239,800	297,500	354,300	407,300	422,400	446,800						
63	240,500	298,000	355,200	408,000	423,000	447,400						
64	241,100	298,500	356,100	408,700	423,600	448,000						
65	241,500	299,000	356,900	409,200	424,200	448,700						
66	242,200		357,600	409,900	424,800	449,300						
67	242,900		358,300	410,600	425,400	449,900						
68	243,600		359,000	411,300	426,000	450,500						
69	244,300		359,600	411,800	426,600	451,200						
70	244,800		360,300	412,400	427,200	451,800						
71	245,300		361,000	413,000	427,800	452,400						
72	245,800		361,700	413,600	428,400	453,000						
73	246,200		362,200	414,200	429,000	453,700						
74			362,800	414,800	429,600	454,300						
75			363,400	415,400	430,200	454,900						
76			364,000	416,000	430,800	455,500						
77			364,700	416,600	431,400	456,200						
78			365,200	417,200	432,000							
79			365,600	417,800	432,600							
80			366,100	418,300	433,200							
81			366,400	418,900	433,800							
82			366,900	419,500	434,400							
83			367,400	420,100	435,000							
84			367,900	420,700	435,600							
85		368,200		421,300	436,200							
86				421,900								
87				422,500								
88				423,100								
89				423,700								
90				424,300								
91				424,900								
92				425,500								
93				426,100								
西 任 用 員	204,500	230,600	283,200	310,000	324,700		349,100	385,300	418,100	461,300	532,800	

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものの俸給月額に、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。
つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわら

47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600
48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300
49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,200	461,700
51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500
55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200
56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900
57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600
58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300
59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000
60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700
61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	
63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	
64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	
65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	
66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	
67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	
68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	
69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	
70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	
71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	
72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	
73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	
74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	
75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	
76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	
77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	
78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000		
79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600		
80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200		
81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800		
82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400		
83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000		
84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600		
85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200		
86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900			
87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500			
88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100			
89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700			
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300			
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900			
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500			
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100			
94	303,000	327,200	355,400	390,400				
95	304,300	328,600	356,900	391,000				
96	305,600	330,000	358,400	391,600				
97	306,700	331,400	359,800	392,100				
98	307,900	332,800	361,000	392,700				
99	309,100	334,200	362,200	393,300				

100	310,300	335,600	363,400	393,900	
101	311,500	337,100	364,700	394,400	
102	312,600	338,400	365,800	395,000	
103	313,700	339,700	367,000	395,600	
104	314,800	341,000	368,200	396,200	
105	315,800	342,200	369,500	396,700	
106	316,500	343,300	370,100	397,200	
107	317,200	344,400	370,700	397,700	
108	317,900	345,500	371,300	398,200	
109	318,600	346,700	372,000	398,600	
110	319,300	347,700	372,600	399,100	
111	320,000	348,700	373,200	399,600	
112	320,700	349,700	373,800	400,100	
113	321,500	350,800	374,300	400,500	
114	322,300	351,800	374,900	401,000	
115	323,100	352,800	375,500	401,500	
116	323,900	353,800	376,100	402,000	
117	324,500	354,900	376,600	402,400	
118	325,300	355,500	377,200	402,900	
119	326,100	356,100	377,800	403,400	
120	326,900	356,700	378,400	403,900	
121	327,600	357,200	378,800	404,300	
122	328,100	357,700	379,400	404,800	
123	328,600	358,200	380,000	405,300	
124	329,100	358,700	380,600	405,800	
125	329,400	359,200	381,100	406,200	
126		359,700	381,600		
127		360,200	382,100		
128		360,700	382,600		
129		361,200	382,900		
130		361,700	383,400		
131		362,200	383,900		
132		362,700	384,400		
133		363,200	384,700		
134		363,700	385,200		
135		364,200	385,700		
136		364,700	386,200		
137		365,000	386,500		
138		365,400	387,000		
139		365,900	387,500		
140		366,400	388,000		
141		366,700	388,300		
142		367,200			
143		367,700			
144		368,200			
145		368,500			

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員
(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

324,700	349,100	385,300	418,100	461,300	532,800
---------	---------	---------	---------	---------	---------

で人事院規則で定めるものに適用する。
つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

口 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級					俸給の級				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	151,500 円	213,800 円	252,100 円	291,600 円	319,600 円	349,100 円	385,300 円	428,700 円	467,500 円	532,800 円
2	153,100	215,700	254,100	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600	470,600	536,000
3	154,700	217,600	256,100	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500	473,700	539,200
4	156,400	219,500	258,000	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400	476,800	542,400
5	157,900	221,500	259,900	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200	479,800	545,600
6	159,800	223,300	261,900	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100	482,900	548,100
7	161,700	225,100	263,900	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900	486,000	550,600
8	163,700	226,900	265,800	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800	489,100	553,100
9	165,700	228,600	267,400	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500	492,100	555,600
10	167,700	230,400	269,300	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300	495,200	557,500
11	169,700	232,200	271,100	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100	498,300	559,300
12	171,800	234,000	272,900	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900	501,400	561,200
13	173,600	235,800	274,500	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500	504,400	563,000
14	175,600	237,500	276,400	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300	506,800	564,500
15	177,600	239,200	278,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100	509,200	566,000
16	179,600	240,900	280,200	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900	511,600	567,500
17	181,500	242,600	282,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500	514,100	569,000
18	185,100	244,300	284,200	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300	515,600	570,200
19	188,700	246,000	286,300	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100	517,100	571,400
20	192,200	247,700	288,400	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900	518,600	572,600
21	195,700	249,400	290,500	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500	519,800	573,800
22	197,500	251,000	292,500	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300	521,300	
23	199,300	252,700	294,500	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100	522,800	
24	201,100	254,400	296,500	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900	524,300	
25	203,000	256,000	298,400	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500	525,600	
26	204,700	257,600	300,400	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000	526,800	
27	206,400	259,100	302,400	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500	528,000	
28	208,100	260,700	304,400	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000	529,200	
29	209,700	262,200	306,200	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400	530,400	
30	211,100	263,700	308,100	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200	531,300	
31	212,500	265,200	310,000	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900	532,200	
32	213,900	266,600	311,900	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700	533,100	

33	215,200	268,000	313,900	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300	534,000
34	216,600	269,500	315,800	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100	534,900
35	218,000	271,000	317,700	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900	535,800
36	219,400	272,400	319,600	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700	536,700
37	220,800	273,900	321,500	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300	537,600
38	222,200	275,400	323,300	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100	538,500
39	223,600	276,900	325,100	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900	539,400
40	225,000	278,400	326,900	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700	540,300
41	226,200	280,000	328,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300	541,200
42	227,400	281,400	330,300	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100	
43	228,600	282,800	332,000	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900	
44	229,800	284,200	333,700	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700	
45	231,100	285,500	335,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300	
46	232,200	286,900	337,000	388,300	409,800	435,300	458,900		
47	233,300	288,300	338,700	390,100	411,000	436,100	459,600		
48	234,400	289,700	340,400	391,900	412,200	436,900	460,300		
49	235,500	291,000	341,900	393,700	413,500	437,600	461,000		
50	236,400	292,300	343,500	394,900	414,300	438,400	461,700		
51	237,400	293,600	345,100	396,100	415,100	439,200	462,400		
52	238,400	294,900	346,700	397,300	415,900	440,000	463,100		
53	239,300	296,300	348,200	398,600	416,600	440,600	463,800		
54	240,400	297,700	349,800	399,800	417,300	441,300	464,500		
55	241,400	299,100	351,400	401,000	418,000	442,000	465,200		
56	242,500	300,500	353,000	402,200	418,600	442,700	465,900		
57	243,300	301,800	354,500	403,500	419,400	443,400	466,600		
58	244,400	302,900	355,800	404,300	420,000	444,100	467,300		
59	245,500	304,000	357,100	405,100	420,600	444,800	468,000		
60	246,600	305,100	358,400	405,900	421,200	445,500	468,700		
61	247,800	306,300	359,800	406,600	421,800	446,200	469,400		
62	249,000	307,400	360,900	407,300	422,400	446,800			
63	250,200	308,500	362,000	408,000	423,000	447,400			
64	251,300	309,600	363,100	408,700	423,600	448,000			
65	252,400	310,600	364,000	409,200	424,200	448,700			
66	253,600	311,600	365,000	409,900	424,800	449,300			
67	254,800	312,600	365,900	410,600	425,400	449,900			
68	256,000	313,600	366,900	411,300	426,000	450,500			
69	257,200	314,700	367,700	411,800	426,600	451,200			

再任
用職
員の
数
員

70	258,400	315,500	368,400	412,400	427,200	451,800
71	259,600	316,300	369,100	413,000	427,800	452,400
72	260,800	317,100	369,800	413,600	428,400	453,000
73	261,800	318,000	370,500	414,200	429,000	453,700
74	262,800	318,500	371,100	414,800	429,600	454,300
75	263,800	319,000	371,700	415,400	430,200	454,900
76	264,800	319,500	372,300	416,000	430,800	455,500
77	265,800	319,900	373,000	416,600	431,400	456,200
78	266,700	320,300	373,600	417,200	432,000	
79	267,600	320,700	374,200	417,800	432,600	
80	268,500	321,100	374,800	418,300	433,200	
81	269,400	321,300	375,200	418,900	433,800	
82	270,300	321,700	375,700	419,500	434,400	
83	271,200	322,100	376,200	420,100	435,000	
84	272,100	322,500	376,700	420,700	435,600	
85	273,100	322,700	377,300	421,300	436,200	
86	273,500	323,100	377,800	421,900		
87	273,900	323,500	378,300	422,500		
88	274,300	323,900	378,800	423,100		
89	274,800	324,100	379,100	423,700		
90		324,400	379,600	424,300		
91		324,700	380,100	424,900		
92		325,000	380,600	425,500		
93		325,400	380,900	426,100		
94		325,700	381,400			
95		326,000	381,900			
96		326,300	382,400			
97		326,700	382,700			
98		327,000	383,200			
99		327,300	383,700			
100		327,600	384,200			
101		327,900	384,500			
出 生 用 員	211,500	238,800	286,200	310,000	324,700	
						349,100
						385,300
						418,100
						461,300
						532,800

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとな
す、208,200円とする。

人事院規則で定めるものに適用する。
つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわら

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	497,800
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	499,700
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	501,600
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	503,500
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	505,400
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	506,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	508,200
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	509,600
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	510,800
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	512,100
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	513,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	514,700
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	448,100	516,100
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,500	517,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,900	518,500
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	455,300	519,600
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	457,600	520,900
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,900	522,100
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	462,200	523,300
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	464,500	524,500
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,900	525,600
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	468,700	526,600
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	470,500	527,600
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	472,300	528,600
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	474,200	529,600
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	475,600	530,400
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	477,000	531,200
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	478,400	532,000
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,700	479,800	532,700
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,400	481,000	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	428,100	482,200	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,800	483,400	

再任職 以外 の 職員	33	229,500	276,100	328,300	390,700	431,400	484,400
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,700	485,500
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	434,000	486,600
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	435,300	487,700
	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,700	488,700
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,700	489,600
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,700	490,500
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,700	491,400
	41	236,800	288,000	341,000	403,800	440,600	492,300
	42	237,700	289,300	342,500	405,200	441,400	493,000
	43	238,600	290,500	344,000	406,600	442,200	493,700
	44	239,500	291,700	345,500	408,000	443,000	494,400
	45	240,400	293,000	347,100	409,500	443,700	495,000
	46	241,300	294,400	348,500	410,900	444,400	495,700
	47	242,200	295,800	349,900	412,300	445,100	496,400
	48	243,100	297,200	351,300	413,700	445,800	497,100
	49	243,700	298,700	352,600	415,100	446,500	497,700
	50	244,400	299,800	354,100	416,000	447,200	498,400
	51	245,100	300,900	355,600	416,900	447,900	499,100
	52	245,800	302,000	357,100	417,800	448,600	499,800
	53	246,200	303,200	358,500	418,400	449,300	500,400
	54	246,900	304,300	359,900	419,000	450,000	501,100
	55	247,500	305,400	361,300	419,600	450,700	501,800
	56	248,200	306,500	362,700	420,200	451,400	502,500
	57	248,800	307,700	363,900	420,800	452,100	503,100
	58	249,500	308,800	365,200	421,400	452,800	
	59	250,200	309,900	366,400	422,000	453,500	
	60	250,900	311,000	367,700	422,600	454,200	
	61	251,600	311,900	368,900	423,200	454,800	
	62	252,300	312,700	369,500	423,800	455,500	
	63	252,900	313,500	370,100	424,400	456,200	
	64	253,500	314,300	370,700	425,000	456,900	
	65	254,000	314,900	371,100	425,600	457,400	
	66	254,500	315,600	371,600	426,200	458,100	
	67	255,000	316,300	372,100	426,800	458,800	
	68	255,500	317,000	372,600	427,400	459,500	

	69	255,800	317,800	373,200	428,100	460,000		
	70			373,700	428,700	460,700		
	71			374,200	429,300	461,400		
	72			374,700	429,900	462,100		
	73			375,300	430,600	462,600		
	74			375,800	431,200			
	75			376,300	431,800			
	76			376,800	432,400			
	77			377,400	433,100			
	78			377,900	433,800			
	79			378,400	434,500			
	80			378,900	435,200			
	81			379,500	435,700			
	82			380,000	436,400			
	83			380,500	437,100			
	84			381,000	437,800			
	85			381,600	438,300			
	86			382,100	439,000			
	87			382,600	439,700			
	88			383,100	440,400			
	89			383,700	440,900			
	90			384,200				
	91			384,700				
	92			385,200				
	93			385,800				
	94			386,300				
	95			386,800				
	96			387,300				
	97			387,900				
	98			388,400				
	99			388,900				
	100			389,400				
	101			390,000				
再任用職員		219,200	249,400	283,700	325,900	355,700	403,400	473,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,800
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	372,100
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,400
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,700

再任職 以外 の 職員	37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	376,100
	38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	377,400
	39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,700
	40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	380,000
	41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	381,100
	42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	382,300
	43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,500
	44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,700
	45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,900
	46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	387,100
	47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	388,300
	48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	389,500
	49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,800	390,600
	50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,500	391,700
	51	216,000	258,500	300,600	321,400	339,200	392,800
	52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,900	393,900
	53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,600	395,100
	54	219,800	262,700	304,400	323,600	341,200	396,100
	55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,800	397,100
	56	222,400	265,500	306,600	325,200	342,400	398,100
	57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,800	399,100
	58	224,700	268,100	308,800	326,500	343,400	400,100
	59	225,900	269,500	309,900	327,200	344,000	401,100
	60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,600	402,100
	61	228,300	272,200	312,000	328,700	345,000	402,900
	62	229,400	273,500	313,100	329,300	345,600	403,800
	63	230,400	274,800	314,200	329,900	346,200	404,700
	64	231,500	276,100	315,300	330,500	346,800	405,600
	65	232,300	277,500	316,200	330,900	347,200	406,300
	66	233,300	278,700	317,100	331,500	347,700	406,900
	67	234,300	279,900	318,000	332,100	348,200	407,500
	68	235,400	281,100	318,900	332,700	348,700	408,100
	69	236,500	282,100	319,800	333,100	349,300	408,800
	70	237,400	283,000	320,500	333,500	349,800	
	71	238,300	283,900	321,200	333,900	350,300	
	72	239,200	284,800	321,900	334,300	350,800	
	73	240,200	285,800	322,400	334,700	351,400	
	74	240,900	286,500	323,000	335,100	351,900	
	75	241,600	287,200	323,600	335,500	352,400	
	76	242,300	287,900	324,200	335,900	352,900	

77	242,700	288,500	324,900	336,300	353,500	
78	243,400	289,100	325,500	336,700	354,000	
79	244,100	289,700	326,100	337,100	354,500	
80	244,800	290,300	326,700	337,500	355,000	
81	245,500	291,000	327,300	337,900	355,600	
82	246,000	291,600	327,700	338,300	356,100	
83	246,500	292,200	328,100	338,700	356,600	
84	247,000	292,800	328,500	339,100	357,100	
85	247,400	293,400	328,900	339,500	357,600	
86		293,900	329,300	339,900	358,100	
87		294,400	329,700	340,300	358,600	
88		294,900	330,100	340,700	359,100	
89		295,300	330,500	341,100	359,600	
90		295,700	330,900	341,500		
91		296,100	331,300	341,900		
92		296,500	331,700	342,300		
93		296,700	331,900	342,700		
94		297,100	332,300	343,100		
95		297,500	332,700	343,500		
96		297,900	333,100	343,900		
97		298,100	333,300	344,300		
98		298,500	333,700	344,700		
99		298,900	334,100	345,100		
100		299,300	334,500	345,500		
101		299,800	334,700	345,900		
102		300,100	335,000	346,300		
103		300,400	335,300	346,700		
104		300,700	335,600	347,100		
105		301,100	336,000	347,500		
106			336,300	347,900		
107			336,600	348,300		
108			336,900	348,700		
109			337,200	349,100		
110			337,500			
111			337,800			
112			338,100			
113			338,300			
再任用職員	214,000	228,600	234,600	257,200	286,400	317,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000	546,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500	549,200
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	552,400
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	555,600
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	558,700
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	561,200
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	563,700
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	566,200
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	568,700
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	570,600
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	572,500
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	574,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,700	576,200
	14	234,100	302,800	360,000	440,000	577,700
	15	236,500	305,300	362,600	442,400	579,200
	16	238,900	307,800	365,200	444,800	580,700
	17	241,100	310,200	367,900	447,300	582,200
	18	244,200	313,000	370,200	449,700	583,200
	19	247,300	315,800	372,500	452,100	584,200
	20	250,400	318,600	374,800	454,500	585,200
	21	253,500	321,200	377,000	457,000	586,300
	22	256,600	324,000	379,100	459,400	
	23	259,700	326,800	381,200	461,800	
	24	262,800	329,600	383,300	464,200	
	25	265,800	332,100	385,300	466,700	
	26	268,800	334,600	387,200	469,100	
	27	271,800	337,100	389,100	471,500	
	28	274,800	339,600	391,000	473,900	
	29	277,800	342,000	393,000	476,300	
	30	280,500	344,200	394,800	478,700	
	31	283,200	346,400	396,600	481,000	
	32	285,900	348,600	398,400	483,400	
	33	288,500	350,900	400,200	485,800	
	34	291,400	353,200	402,000	488,100	
	35	294,200	355,500	403,800	490,400	
	36	297,000	357,800	405,600	492,700	
	37	299,800	359,900	407,200	495,000	
	38	302,100	362,000	408,900	497,000	
	39	304,400	364,100	410,600	499,000	
	40	306,700	366,100	412,300	501,000	

再任職以外
の職員

41	308,900	368,100	414,000	503,100
42	310,100	370,000	415,700	505,000
43	311,300	371,900	417,400	506,900
44	312,500	373,800	419,100	508,800
45	313,600	375,800	420,600	510,800
46	314,800	377,600	422,200	512,700
47	316,000	379,400	423,800	514,600
48	317,200	381,200	425,400	516,500
49	318,200	383,100	427,000	518,500
50	319,300	384,900	428,300	520,300
51	320,400	386,700	429,600	522,200
52	321,500	388,500	430,900	524,100
53	322,700	390,100	432,100	526,100
54	323,800	391,700	433,200	527,800
55	324,900	393,300	434,300	529,500
56	326,000	394,900	435,400	531,200
57	327,100	396,300	436,600	533,000
58	328,200	397,800	437,700	534,300
59	329,300	399,300	438,800	535,600
60	330,300	400,800	439,800	536,900
61	331,400	402,200	440,900	538,200
62	332,500	403,700	442,000	539,200
63	333,600	405,200	443,100	540,200
64	334,700	406,700	444,200	541,200
65	335,700	408,100	445,200	542,000
66	336,800	409,300	446,200	542,900
67	337,900	410,500	447,200	543,800
68	339,000	411,700	448,200	544,700
69	340,000	412,900	449,300	545,600
70	341,100	413,900	450,300	546,500
71	342,200	414,900	451,300	547,400
72	343,300	415,900	452,300	548,300
73	344,200	416,900	453,400	549,200
74	345,200	417,800	454,400	550,100
75	346,200	418,600	455,400	551,000
76	347,200	419,500	456,400	551,900
77	348,300	420,200	457,400	552,800
78	349,300	420,800	458,100	
79	350,300	421,400	458,800	
80	351,300	422,000	459,500	
81	352,300	422,600	460,300	
82	353,300	423,200	461,000	
83	354,300	423,800	461,700	
84	355,300	424,400	462,400	
85	356,200	424,900	462,900	
86	356,900	425,500	463,600	
87	357,600	426,100	464,300	

	88	358,300	426,700	465,000		
	89	359,100	427,200	465,500		
	90	359,700	427,800			
	91	360,300	428,400			
	92	360,900	429,000			
	93	361,500	429,400			
	94	362,000	429,900			
	95	362,500	430,400			
	96	363,000	430,900			
	97	363,600	431,500			
	98	364,100	432,000			
	99	364,600	432,500			
	100	365,100	433,000			
	101	365,600	433,600			
	102	366,100	434,100			
	103	366,600	434,600			
	104	367,100	435,100			
	105	367,700	435,700			
	106	368,200				
	107	368,700				
	108	369,200				
	109	369,800				
	110	370,300				
	111	370,800				
	112	371,300				
	113	371,900				
	114	372,400				
	115	372,900				
	116	373,400				
	117	373,900				
	118	374,400				
	119	374,900				
	120	375,400				
	121	375,900				
	122	376,400				
	123	376,900				
	124	377,400				
	125	377,900				
	126	378,400				
	127	378,900				
	128	379,400				
	129	379,900				
再任 用職員		286,700	299,000	321,600	408,000	546,000

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1	級	2	級	3	級
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
			円		円		円
	1		171,100		205,800		265,400
	2		173,700		207,900		268,500
	3		176,300		210,000		271,600
	4		179,000		212,100		274,700
	5		181,700		214,000		277,800
	6		184,500		216,100		280,700
	7		187,300		218,200		283,600
	8		190,200		220,300		286,400
	9		193,100		222,500		289,100
	10		196,100		224,900		292,000
	11		199,000		227,300		294,900
	12		201,900		229,700		297,800
	13		204,600		231,900		300,200
	14		206,300		234,200		302,800
	15		208,000		236,500		305,300
	16		209,700		238,800		307,800
	17		211,400		241,200		310,400
	18		213,200		244,300		313,600
	19		215,000		247,400		316,800
	20		216,800		250,500		320,000
	21		218,700		253,500		323,000
	22		220,700		256,600		326,100
	23		222,700		259,700		329,200
	24		224,700		262,800		332,300
	25		226,500		265,800		335,500
	26		228,500		268,800		338,500
	27		230,500		271,800		341,500
	28		232,500		274,800		344,500
	29		234,300		277,800		347,400
	30		236,300		280,300		350,000
	31		238,300		282,800		352,600
	32		240,300		285,300		355,200
	33		242,300		287,700		357,800
	34		244,400		290,300		360,000
	35		246,500		292,800		362,300
	36		248,600		295,300		364,600
	37		250,600		297,600		366,900
	38		252,600		300,100		369,200
	39		254,600		302,600		371,500
	40		256,600		305,100		373,800
	41		258,400		307,500		376,100
	42		259,800		309,900		378,200
	43		261,200		312,300		380,300
	44		262,600		314,700		382,400

再任職以外職員	45	263,900	316,900	384,400
	46	265,200	319,400	386,400
	47	266,400	321,900	388,400
	48	267,600	324,400	390,400
	49	268,700	326,900	392,200
	50	270,000	329,300	394,000
	51	271,300	331,600	395,800
	52	272,600	334,000	397,600
	53	273,800	336,300	399,100
	54	275,000	338,300	400,900
	55	276,200	340,300	402,700
	56	277,400	342,300	404,500
	57	278,500	344,300	406,100
	58	279,900	346,300	407,800
	59	281,300	348,300	409,500
	60	282,700	350,300	411,200
	61	283,900	352,200	412,700
	62	285,300	354,100	414,300
	63	286,700	356,000	415,900
	64	288,100	357,900	417,500
	65	289,300	359,900	419,200
	66	290,600	361,800	420,500
	67	291,900	363,700	421,800
	68	293,200	365,500	423,100
	69	294,600	367,200	424,200
	70	295,700	369,000	425,300
	71	296,800	370,800	426,400
	72	297,900	372,600	427,500
	73	299,100	374,400	428,400
	74	300,200	376,100	429,400
	75	301,300	377,800	430,400
	76	302,400	379,500	431,400
	77	303,300	381,200	432,500
	78	304,300	382,900	433,500
	79	305,300	384,600	434,500
	80	306,300	386,300	435,500
	81	307,100	387,900	436,300
	82	308,000	389,500	437,200
	83	308,900	391,100	438,100
	84	309,800	392,700	438,900
	85	310,800	394,100	439,900
	86	311,700	395,600	440,800
	87	312,600	397,100	441,700
	88	313,500	398,600	442,600
	89	314,400	400,100	443,600
	90	315,200	401,400	444,200
	91	316,000	402,700	444,800
	92	316,800	404,000	445,400
	93	317,500	405,100	445,900
	94	318,200	406,200	446,500
	95	318,900	407,300	447,100
	96	319,600	408,400	447,700

97	320,300	409,300	448,100
98	320,800	410,300	448,700
99	321,300	411,300	449,300
100	321,800	412,300	449,900
101	322,300	413,400	450,300
102	322,800	414,400	
103	323,300	415,400	
104	323,800	416,400	
105	324,300	417,200	
106	324,800	418,000	
107	325,300	418,900	
108	325,800	419,800	
109	326,200	420,800	
110	326,700	421,700	
111	327,200	422,600	
112	327,700	423,500	
113	328,100	424,500	
114	328,600	425,100	
115	329,100	425,700	
116	329,600	426,300	
117	330,000	426,800	
118	330,400	427,400	
119	330,900	428,000	
120	331,400	428,600	
121	331,700	429,000	
122	332,200	429,600	
123	332,700	430,200	
124	333,200	430,800	
125	333,500	431,200	
126	334,000		
127	334,500		
128	335,000		
129	335,300		
130	335,800		
131	336,300		
132	336,800		
133	337,100		
134	337,600		
135	338,100		
136	338,600		
137	338,900		
138	339,300		
139	339,700		
140	340,100		
141	340,600		
再任用職員	251,000	298,300	316,500

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	534,600
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	537,800
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	541,000
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	544,200
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600	547,400
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500	549,900
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400	552,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300	554,900
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000	557,400
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800	559,200
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600	561,100
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400	563,000
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300	564,800
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100	566,200
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900	567,600
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700	569,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600	570,300
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300	571,200
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100	572,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900	573,000
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800	574,000
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500	
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200	
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900	
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700	
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300	
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900	
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500	
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100	
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700	
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300	
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900	
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200	
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700	
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200	
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700	
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300	
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800	

再任職
用員以
外の職

39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800
41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300
45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400
46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000
47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600
48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200
49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900
50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400
51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800
52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300
53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600
54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800
55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000
56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200
57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400
58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400
59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400
60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400
61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100
67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000
68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900
69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900
70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800
71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700
72	259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
73	261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
74	262,600	321,600	395,000		
75	264,000	322,700	395,700		
76	265,400	323,800	396,400		
77	266,500	324,900	397,200		
78	267,800	325,900	397,900		
79	269,100	326,900	398,600		
80	270,400	327,900	399,300		
81	271,800	329,000	400,000		
82	273,100	329,800	400,700		

	83	274,400	330,500	401,400			
	84	275,700	331,300	402,100			
	85	276,900	332,200	402,700			
	86	278,200	332,800	403,400			
	87	279,500	333,400	404,100			
	88	280,800	334,000	404,800			
	89	281,900	334,400	405,400			
	90	283,100	335,000				
	91	284,300	335,600				
	92	285,500	336,200				
	93	286,600	336,600				
	94	287,600	337,100				
	95	288,600	337,600				
	96	289,600	338,100				
	97	290,400	338,700				
	98	291,300	339,200				
	99	292,200	339,700				
	100	293,100	340,200				
	101	294,000	340,800				
	102	294,700	341,300				
	103	295,400	341,800				
	104	296,100	342,300				
	105	296,900	342,900				
	106	297,400	343,400				
	107	297,900	343,900				
	108	298,400	344,400				
	109	298,900	345,000				
	110	299,300	345,500				
	111	299,700	346,000				
	112	300,100	346,500				
	113	300,500	347,100				
	114	300,900	347,600				
	115	301,300	348,100				
	116	301,700	348,600				
	117	302,100	349,200				
	118	302,500	349,700				
	119	302,900	350,200				
	120	303,300	350,700				
	121	303,600	351,300				
再任用職員		216,500	262,200	288,300	332,000	392,300	534,600

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900	445,600
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600	448,200
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300	450,800
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000	453,400
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600	456,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300	458,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000	461,200
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700	463,800
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300	466,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700	469,100
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200	471,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700	474,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000	476,900
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200	478,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400	479,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600	481,300
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700	482,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800	484,400
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900	485,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000	487,400
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900	489,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500	490,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100	492,000
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700	493,500
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300	495,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600	496,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900	498,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200	499,600
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600	501,200
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900	502,400
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200	503,600
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400	504,800
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800	506,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100	507,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400	508,100
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700	509,100

別表第八口及びハを次のように改める。

再任職 以外 の 職員	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100	510,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500	
	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100	
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900	
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700	
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500	
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100	
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900	
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700	
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500	
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100	
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800		
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500		
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200		
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800		
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500		
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200		
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900		
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400		
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000		
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700		
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400		
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900		
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400			
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100			
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800			
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300			
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900			
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500			
	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100			
	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800			
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400			
	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000			
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600			
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300			
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900			
	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500			
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100			

81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800				
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400				
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000				
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600				
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300				
86		292,600	330,100	352,100					
87		292,900	330,400	352,500					
88		293,200	330,800	352,900					
89		293,600	331,300	353,400					
90		293,900	331,700	353,800					
91		294,200	332,100	354,200					
92		294,500	332,500	354,600					
93		294,900	333,000	355,100					
94		295,200	333,400	355,500					
95		295,500	333,800	355,900					
96		295,800	334,200	356,300					
97		296,200	334,400	356,800					
98		296,500	334,800	357,200					
99		296,800	335,200	357,600					
100		297,100	335,600	358,000					
101		297,500	335,800	358,500					
102		297,800	336,200	358,900					
103		298,100	336,600	359,300					
104		298,400	337,000	359,700					
105		298,700	337,200	360,200					
106			337,600						
107			338,000						
108			338,400						
109			338,600						
110			339,000						
111			339,400						
112			339,800						
113			340,000						
再任用職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100	435,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300

40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800
45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	
61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000	
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900	
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800	
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700	
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600	
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400	
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200	
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000	
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800	
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900		
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600		
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300		
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100		
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700		
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300		
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900		
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500		
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100		
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700		
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300		
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800		
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400		
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000		
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600		

再任用職員以

外の職員	85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100			
	86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700			
	87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300			
	88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900			
	89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400			
	90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000			
	91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600			
	92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200			
	93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700			
	94	283,600	318,600	354,100	373,400				
	95	284,600	319,400	354,800	373,900				
	96	285,600	320,200	355,500	374,400				
	97	286,700	320,900	356,000	375,000				
	98	287,600	321,600	356,500	375,500				
	99	288,500	322,300	357,000	376,000				
	100	289,400	323,000	357,500	376,500				
	101	290,200	323,500	358,100	377,100				
	102	291,000	324,100	358,600	377,600				
	103	291,800	324,700	359,100	378,100				
	104	292,600	325,300	359,600	378,600				
	105	293,300	325,700	360,200	379,200				
	106	293,800	326,200	360,700	379,700				
	107	294,300	326,700	361,200	380,200				
	108	294,800	327,200	361,700	380,700				
	109	295,300	327,700	362,200	381,300				
	110	295,700	328,100	362,700	381,800				
	111	296,100	328,500	363,200	382,300				
	112	296,500	328,900	363,700	382,800				
	113	296,900	329,300	364,200	383,400				
	114	297,300	329,700	364,700					
	115	297,700	330,100	365,200					
	116	298,100	330,400	365,600					
	117	298,400	330,700	366,000					
	118	298,800	331,100	366,500					
	119	299,200	331,500	367,000					
	120	299,600	331,900	367,500					
	121	299,900	332,100	367,900					
	122	300,300	332,500	368,400					
	123	300,700	332,900	368,900					
	124	301,100	333,300	369,400					
	125	301,300	333,600	369,800					
	126	301,700	334,000						
	127	302,100	334,400						
	128	302,500	334,800						

129	302,700	335,100						
130	303,100	335,500						
131	303,500	335,900						
132	303,900	336,300						
133	304,100	336,600						
134	304,500	337,000						
135	304,900	337,400						
136	305,300	337,800						
137	305,500	338,100						
138	305,900	338,500						
139	306,300	338,900						
140	306,700	339,300						
141	306,900	339,600						
142	307,300	340,000						
143	307,700	340,400						
144	308,100	340,800						
145	308,300	341,100						
146	308,700	341,500						
147	309,100	341,900						
148	309,500	342,300						
149	309,700	342,600						
150	310,000	343,000						
151	310,300	343,400						
152	310,600	343,800						
153	311,000	344,100						
154	311,300							
155	311,600							
156	311,900							
157	312,300							
158	312,600							
159	312,900							
160	313,200							
161	313,600							
162	313,900							
163	314,200							
164	314,500							
165	314,900							
166	315,200							
167	315,500							
168	315,800							
169	316,200							
再任用職員	234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

別表第九から別表第十一までを次のように改める。

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,600
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	379,200
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,800
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	384,400
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	387,000
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,700
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	392,400
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	395,100
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,700
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	400,000
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	402,400
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,800
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,700	407,100
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,700	409,200
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,700	411,300
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,700	413,400
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,800	415,500
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,700	417,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,700	419,500
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,700	421,500
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,800	423,600
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,800	425,200
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,800	426,800
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,800	428,400
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,800	430,100
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	381,700	431,400
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	383,600	432,700
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	385,500	434,000
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	387,300	435,300
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	389,000	436,600
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	390,700	437,900
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	392,400	439,100

再任職員以	37	202,700	260,100	310,900	349,600	394,100	440,400
	38	204,100	262,000	312,500	351,500	395,300	441,300
	39	205,500	263,900	314,100	353,400	396,500	442,200
	40	206,900	265,700	315,700	355,300	397,700	443,100
	41	208,100	267,400	317,300	357,200	398,900	443,900
	42	209,400	269,100	318,900	359,000	400,100	444,700
	43	210,700	270,800	320,500	360,800	401,300	445,500
	44	212,000	272,500	322,100	362,600	402,500	446,300
	45	213,100	274,200	323,600	364,500	403,500	447,100
	46	214,400	275,900	324,800	365,900	404,200	447,900
	47	215,700	277,600	326,000	367,400	404,900	448,700
	48	217,000	279,300	327,200	368,900	405,600	449,500
	49	218,100	280,900	328,300	370,400	406,400	450,100
	50	219,400	282,500	329,300	371,600	407,100	450,900
	51	220,700	284,100	330,200	372,800	407,800	451,700
	52	222,000	285,700	331,200	374,000	408,500	452,500
	53	222,900	287,400	332,100	375,000	409,300	453,100
	54	224,200	288,900	332,900	375,900	410,000	453,900
	55	225,400	290,400	333,700	376,800	410,700	454,700
	56	226,700	291,900	334,500	377,700	411,400	455,500
	57	227,700	293,500	335,400	378,700	412,100	456,100
	58	228,900	295,000	336,100	379,500	412,800	456,900
	59	230,100	296,500	336,800	380,300	413,500	457,700
	60	231,300	298,000	337,500	381,100	414,200	458,500
	61	232,500	299,300	338,000	382,000	414,800	459,100
	62	233,700	300,800	338,600	382,700	415,500	
	63	234,900	302,300	339,200	383,400	416,200	
	64	236,100	303,800	339,800	384,100	416,900	
	65	237,300	305,100	340,200	384,800	417,400	
	66	238,500	306,400	340,700	385,500	418,000	
	67	239,700	307,700	341,200	386,200	418,700	
	68	240,900	309,000	341,700	386,900	419,400	
	69	241,900	310,200	342,200	387,400	419,900	
	70	243,000	311,400	342,700	388,100	420,600	
	71	244,100	312,600	343,200	388,800	421,300	
	72	245,200	313,800	343,700	389,500	422,000	
	73	246,100	315,100	344,200	390,000	422,500	
	74	247,200	315,800	344,700	390,700	423,200	
	75	248,300	316,500	345,200	391,400	423,900	
	76	249,400	317,200	345,700	392,100	424,600	

外の職員	77	250,400	318,000	346,100	392,600	425,100
	78	251,400	318,700	346,600	393,300	
	79	252,400	319,400	347,100	394,000	
	80	253,400	320,100	347,600	394,700	
	81	254,400	320,600	347,900	395,200	
	82	255,400	321,200	348,400	395,900	
	83	256,400	321,800	348,900	396,600	
	84	257,400	322,400	349,400	397,300	
	85	258,300	322,900	349,700	397,800	
	86	259,200	323,300	350,200	398,500	
	87	260,100	323,700	350,700	399,200	
	88	261,000	324,100	351,200	399,900	
	89	261,700	324,600	351,500	400,400	
	90	262,500	325,000	351,900	401,100	
	91	263,300	325,400	352,300	401,800	
	92	264,100	325,800	352,700	402,500	
	93	265,000	326,300	353,200	403,000	
	94	265,700	326,700			
	95	266,300	327,100			
	96	267,000	327,500			
	97	267,700	328,000			
	98	268,400	328,400			
	99	269,100	328,800			
	100	269,800	329,200			
	101	270,300	329,600			
	102	270,800	330,000			
	103	271,300	330,300			
	104	271,800	330,700			
	105	272,100	331,100			
	106	272,500	331,500			
	107	272,900	331,900			
	108	273,300	332,300			
	109	273,800	332,700			
	110	274,200	333,100			
	111	274,600	333,500			
	112	275,000	333,900			
	113	275,300	334,300			
	114	275,700	334,700			
	115	276,100	335,100			
	116	276,500	335,500			
	117	276,800	335,800			

	118	277,200	336,200				
	119	277,600	336,600				
	120	278,000	337,000				
	121	278,200	337,200				
	122	278,600					
	123	279,000					
	124	279,400					
	125	279,600					
	126	280,000					
	127	280,400					
	128	280,800					
	129	281,000					
	130	281,400					
	131	281,800					
	132	282,200					
	133	282,400					
	134	282,800					
	135	283,200					
	136	283,600					
	137	283,800					
	138	284,100					
	139	284,400					
	140	284,700					
	141	285,100					
	142	285,400					
	143	285,700					
	144	286,000					
	145	286,400					
	146	286,700					
	147	287,000					
	148	287,300					
	149	287,600					
	150	287,900					
	151	288,200					
	152	288,500					
	153	288,800					
再任用職員		200,300	244,100	258,700	293,200	320,600	363,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3
		級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額	級 俸 給 月 額
		円	円	円
	1	330,200	434,500	490,800
	2	332,300	438,900	496,500
	3	334,400	443,400	502,200
	4	336,500	447,900	507,800
	5	338,600	452,300	513,400
	6	340,700	456,500	518,700
	7	342,800	460,500	524,100
	8	344,900	464,200	529,000
	9	347,000	467,900	533,000
	10	349,100	471,300	536,000
	11	351,200	474,300	538,900
	12	353,300	477,100	541,600
	13	355,400	479,600	543,800
	14	357,400	482,000	545,900
	15	359,400	484,300	547,800
	16	361,400	486,100	549,600
	17	363,400	487,600	551,300
	18	365,300	489,000	552,900
	19	367,100	490,400	554,500
	20	369,000	491,800	556,100
	21	370,900	493,200	557,700
	22	372,800	494,500	
	23	374,700	495,800	
	24	376,600		
	25	378,500		
	26	380,300		
	27	382,100		
	28	383,900		
	29	385,700		
	30	387,500		
	31	389,300		
	32	391,100		
	33	392,900		
	34	394,500		
	35	396,100		
	36	397,700		
	37	399,300		
再任	38	400,400		

職以外の 用員外職	39	401,500		
	40	402,600		
	41	403,700		
	42	404,800		
	43	405,900		
	44	407,000		
	45	408,100		
	46	408,700		
	47	409,300		
	48	409,900		
	49	410,500		
	50	411,100		
	51	411,700		
	52	412,300		
	53	412,900		
	54	413,500		
	55	414,100		
	56	414,700		
	57	415,200		
	58	415,700		
	59	416,200		
	60	416,700		
	61	417,200		
	62	417,700		
	63	418,100		
	64	418,600		
	65	419,100		
	66	419,600		
	67	420,100		
	68	420,600		
	69	421,100		
	70	421,600		
	71	422,100		
	72	422,600		
	73	423,100		
	74	423,600		
	75	424,100		
	76	424,600		
	77	425,100		
再任用職員		330,200	434,500	490,800

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸	給	月	額
					円
1					726,000
2					782,000
3					840,000
4					919,000
5					991,000
6					1,063,000
7					1,138,000
8					1,207,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長
その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部
を次のように改正する。
第十五条中「ときは」の下に、「勤務時間法第
十三条の二第一項に規定する超過代休時間」を
加える。

第十六条に次の三項を加える。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命
ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務
（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八
条の規定に基づく週休日における勤務のうち
人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一
箇月について六十時間を超えた職員には、そ
の六十時間を超えて勤務した全時間に対し
て、第一項（前項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤
務一時間につき、第十九条に規定する勤務一
時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤
務が午後十時から翌日の午前五時までの間で
ある場合は、百分の百七十五）を乗じて得た
額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する
超過代休時間を指定された場合において、当
該超過代休時間に職員が勤務しなかつたとき
は、前項に規定する六十時間を超えて勤務し
た全時間のうち当該超過代休時間の指定に代
えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対
しては、当該時間一時間につき、第十九条に
規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の
百五十（その時間が午後十時から翌日の午前
五時までの間である場合は、百分の百七十
五）から第一項に規定する人事院規則で定め
る割合（その時間が午後十時から翌日の午前
五時までの間である場合は、その割合に百分
の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗
じて得た額の超過勤務手当を支給することを
要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達する
までの間の勤務に係る時間について前二項の
規定の適用がある場合における当該時間に對

する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十」を「百分の百五十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同号ロ中「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては」を「百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を削り、同号ロ中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては」を加える。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条第一項において」を「以下」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間）

第十三条の二 各省各庁の長は、一般職の職員の給与に関する法律第十六条第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対し、人事院規則の定めるところにより、当該

超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（第十五条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十五条第一項中「（休日）」を「（第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		399,000
2		460,000
3		523,000
4		609,000
5		709,000
6		810,000

第七条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

第五条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

第八条第三項中「第十二条まで」の下に「第十三条の二」を加える。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第六条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		376,000
2		425,000
3		478,000
4		544,000
5		621,000
6		726,000
7		850,000

第八条第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

第七条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「俸給月額」を「俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、「職員」を「もの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・七六

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・六八

（地方公務員法の一部改正）

第九条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第三十七条第三項」を削り、同条第四項中「場合は」との下に「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」とを加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付研究員法」という。）第六

条第四項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付研究員法第六條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額 二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付職員法」という。）第七條第三項の規定による俸給月額 第六條の規定による改正後

の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額
(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
一 平成二十一年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の給与に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される

俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表(一)若しくは任期付職員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特勤勤務手当(同法第十四条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表		職務の級	
行政職俸給表(一)		号俸	
一級	一号俸から五十六号俸まで	一級	一号俸から八号俸まで
二級	一号俸から二十四号俸まで	二級	一号俸から八号俸まで
三級	一号俸から八号俸まで	三級	一号俸から八号俸まで

行政職俸給表(一)	一級	一号俸から六十八号俸まで
専門行政職俸給表	二級	一号俸から三十二号俸まで
	一級	一号俸から四十号俸まで
二級	一号俸から八号俸まで	
一級	一号俸から五十二号俸まで	
二級	一号俸から二十四号俸まで	
三級	一号俸から八号俸まで	
公安職俸給表(一)	一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から四十四号俸まで	
三級	一号俸から三十二号俸まで	
四級	一号俸から十六号俸まで	
公安職俸給表(二)	一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から二十四号俸まで	
三級	一号俸から八号俸まで	
海事職俸給表(一)	一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで	
三級	一号俸から八号俸まで	
海事職俸給表(二)	一級	一号俸から六十四号俸まで
二級	一号俸から四十四号俸まで	
三級	一号俸から三十二号俸まで	
教育職俸給表(一)	一級	一号俸から三十二号俸まで
二級	一号俸から十二号俸まで	
教育職俸給表(二)	一級	一号俸から四十四号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで	
三級	一号俸から十二号俸まで	
研究職俸給表	一級	一号俸から五十六号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで	
医療職俸給表(一)	一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで	
三級	一号俸から十六号俸まで	

医療職俸給表(三)		四級	一号俸から四号俸まで
		一級	一号俸から五十六号俸まで
		二級	一号俸から四十号俸まで
		三級	一号俸から十六号俸まで
		四級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表		一級	一号俸から五十二号俸まで
		二級	一号俸から二十八号俸まで
		三級	一号俸から四号俸まで

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

2 平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

(人事院規則への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律(第九条及び次条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第五条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「は」と読み替えて同項を「は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」と読み替えて同条第三項及び第四項に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第六条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

第十六条第三項	前項	育児休業法第十六条
第十六条第四項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第十六条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その

時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする

第二十四条の表第十六条第一項の項の次に次のように加える。

第十六条第三項	前項	育児休業法第二十四条
第十六条第四項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成二十一年八月十一日付けの職員の給与の改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、自宅に係る住居手当の廃止並びに超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十三万五千円」を「百二十三万四千円」に改め、同項第二号中「百二十一万千円」を「百二十万七千円」に改め、同項第三号中「百二十一万千円」を「百二十万七千円」に、「百六万六千円」を「百六万三千円」に改め、同条第三項中「百五十一万二千円」を「百五十万七千円」に、「百四十四万八千円」を「百四十四万四千円」に、「七十八万四千円」を「七十八万二千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に、「六万八千円」を「六万七千八百円」に改める。

第七条の二ただし書中「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附則第三項中「九十二万三千円」を「九十二万円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、〇七一、〇〇〇円」を「二、〇六五、〇〇〇円」に、「二、五一二、〇〇〇円」を「二、五〇七、〇〇〇円」に、「二、四四八、〇〇〇円」を「二、四四四、〇〇〇円」に、「二、二三五、〇〇〇円」を「二、二三一、〇〇〇円」に、「二、二二一、〇〇〇円」を「二、二〇七、

〇〇〇円に、「〇六六、〇〇〇円」を「一、〇六三、〇〇〇円」に、「九四一、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「一、二二一、〇〇〇円」を「一、二〇七、〇〇〇円」に、「二、〇六六、〇〇〇円」を「一、〇六三、〇〇〇円」に、「九四一、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄の欄中「六〇〇、五〇〇円を「五九八、九〇〇円に、「五六八、七〇〇円を「五六七、二〇〇円に、「五三七、六〇〇円を「五三六、一〇〇円に、「五四四、八〇〇円を「五四三、四〇〇円に、「四七三、三〇〇円を「四七一、一〇〇円に、「四四三、二〇〇円を「四四二、一〇〇円に、「四〇六、六〇〇円を「四〇五、五〇〇円に、「三六六、九〇〇円を「三六五、九〇〇円に、「三三九、八〇〇円を「三三九、二〇〇円に、「二九七、八〇〇円を「二九七、三〇〇円に、「二七四、六〇〇円を「二七四、二〇〇円に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する

第七條の二ただし書中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「受けていた俸給月額」の下に「に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条第二項中「受けていた俸給月額」の下に「に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、「俸給月額（を「俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」に改める。

附則第六条中「第二条の規定による改正後」を「特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第一条の規定による改正後に、「六万八千円」を「六万七千八百円」に、「六万九千二百円」を「六万九千円」に改める。

附
則

(施行期日)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(特定の秘書官の俸給月額の切替え)

この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員^一の給与に関する法律附則第三項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の施行日における俸給月額は、内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

政令への委任

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「その他これらに類する職員として」に改め、同項ただし書中「育児休業」の下に「(当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の育児休業を除く。)」を加える。

第十二条第一項中、「配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「その他のこれらに類する職員として」に改める。

第二十六条第一項中、「配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「その他これに類する職員として」に改める。

第二十七条第二項中「これらの規定」の下に「(第三条第一項ただし書を除く。)」を加え、同項の表第

任命権者	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任
------	---

を

免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）

を

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。)

勤務時間法第十九条に規定する特別
自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇

休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める

場合における休暇	
同条の規定により	防衛省令で定める期間

人事院規則で定める期間	

人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間内
--------------	-------------

人事院規則で定める特別の事情	政令で定める特別の事情
----------------	-------------

に改める。

(施行期日)

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第七條第四項中「第十二條第一項」を「第三條第一項、第十二條第一項」に改め、「については」の

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二百二十六条の三第二項中「（育児休業手当金を除く。）」を削る

第一百四十四条第一項中「(育児休業手当金を除く。)」を削る。

第七条中「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児

第十条第二項中「配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「そ

第十九条第二項中「配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り「その他の」を

(独立行政法人通則法の一部改正)

第五十九条第四項中「第十二条第一項」を「第三条第一項、第十二条第一項」に改め、「について

六

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五十三條第五項中の「條例で定める職員」との下に「一條例で定める期間」とあるのは、設立団体の條例で定める期間」とを加える。

附則第八條中国国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七條第一項の表第三條第一項の改正規定を次のように改める。

任命權者

自衛隊法（昭和二十九年法律
第一項の規定により同法第二
任免について権限を有する者

を

職員(常時)	職員(自衛官候補生、常時)
任命権者	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

者」という。

人事院の国会及び内閣に対する平成二十二年八月十一日付けの意見の申出にかんがみ、一般職の国家公務員について、その配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業をすることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年十一月二十七日印刷

平成二十一年十一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A